

那 霸 市 公 報

第 1 6 4 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 2 項道路の変更について (建築指導課) 5
- 個人情報業務変更届出書の公表について (総務課) 5
- 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について (資産税課) 7
- 平成 27 年 (2015 年) 3 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) 8
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 8
- 個人情報業務届出書の公表について (総務課) 10
- 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示 (環境保全課)
..... 12
- 那覇広域都市計画風致地区の変更について (都市計画課) 16
- 平成 27 年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について
(廃棄物対策課) 17
- 平成 27 年度一般廃棄物処理実施計画について (廃棄物対策課) 18
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について
(保護管理課) 32
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について
(保護管理課) 33
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について
(保護管理課) 34
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

(保護管理課)	35
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課)	36
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課)	37
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について (保護管理課)	38
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課)	39
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について (保護管理課)	40
○平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号) (財政課)	41
○平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号) (財政課)	46
○平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (国民健康保険課)	58
○平成 26 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) (国民健康保険課)	60
○平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算 (国民健康保険課)	62
○平成 27 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算 (国民健康保険課)	64
○平成 26 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 3 号) (上下水道局企画経営課)	66
○平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 4 号) (上下水道局企画経営課)	67
○平成 27 年度那覇市水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課)	69
○平成 27 年度那覇市下水道事業会計予算 (上下水道局企画経営課)	71

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)
..... 74

○「グループウェアシステム構築業務」に関する情報提供依頼について
(情報政策課) 75

◇消防局訓令◇

○那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令..... 76

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について..... 78

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について..... 79

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について..... 80

◇教育委員会規則◇

○那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則..... 81

○那覇市教育委員会公告式規則..... 84

○那覇市教育委員会傍聴人規則..... 86

○那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則の一部を改正する規則..... 88

○那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則..... 90

○那覇市教育委員会会議規則..... 95

○那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則等の一部を改正する規則
..... 100

○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則..... 102

○特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を
改正する規則..... 109

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 111

◇教育委員会告示◇

- 那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱…………… 115
- 教科用図書那覇採択地区協議会規約…………… 121

告 示

那覇市告示第 487 号
平成 27 年 2 月 12 日
掲 示 済

2 項道路の変更について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路を次のとおり行った。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 指定番号：第 7 号
- 2 指定年月日：平成 27 年 2 月 12 日
- 3 指定道路の位置：那覇市牧志一丁目 449-14, 449-18, 449-22
- 4 道路の幅員：幅員 4.00m～4.85m
- 5 道路の延長：延長 44.82m

那覇市告示第 489 号
平成 27 年 3 月 9 日
掲 示 済

個人情報業務変更届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子



第2号様式(第19条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成27年 3月 5日

那覇市長 様

実施機関 那覇市長 城間 幹子



那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	92D02	届出担当課	ハイサイ市民課 電話2233
届 出 の 区 分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 変更	業務の廃止・ 変 更 年 月 日	H27年3月5日 (届出と同日)
業 務 の 名 称	戸籍登録公証業務		
廃止又は変更の 理 由	本業務では、人口動態調査令に基づく個人情報も収集している。中核市移行により、同情報については那覇市保健所(担当部署:健康増進課)でも保管することとなるため(人口動態調査令第5条)、個人情報管理責任者に健康増進課長を追加する。		
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後
	(個人情報管理責任者) 市民課長、真和志支所長、首里支所長、小禄支所長		(個人情報管理責任者) ハイサイ市民課長、真和志支所長、首里支所長、小禄支所長、健康増進課長(人口動態調査票に関する個人情報のみ)
備 考	市民から個人情報を直接収集するのはハイサイ市民課及び各支所であるため、健康増進課が単独で業務届出をするのではなく、本業務の変更届出によって対応する。		

(注) 届出番号は、個人情報業務届出書(第1号様式)の届出番号を記入のこと。

那覇市告示第 490 号
平成 27 年 3 月 10 日
掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定により、平成 27 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 縦覧期間 平成 27 年 4 月 1 日（水）から
平成 27 年 6 月 1 日（月）まで
（土曜・日曜日及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで
（昼食時間を除く）
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（本庁 3 階）

那覇市告示第 494 号
平成 27 年 3 月 16 日
掲 示 済

平成 27 年 (2015 年) 3 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 27 年 (2015 年) 3 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招 集 の 日 平成 27 年 3 月 24 日 (火)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名

平成 26 年度那覇市一般会計補正予算 (第 9 号)

那覇市告示第 497 号
平成 27 年 3 月 17 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成27年 3月13日

那覇市長 様

実施機関 都市計画部 市街地整備課長
(公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	都市計画部 市街地整備課 電話098-951-3251
業 務 の 名 称	・市街地総合再生計画(案)策定業務 ・亜熱帯庭園都市形成推進調査(市街地再生)業務
利 用 等 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	<input type="checkbox"/> 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 随時(計画策定までの期間)
目的外利用等をする 個人情報の内容	牧志一丁目、久茂地二丁目、久茂地三丁目及び栄町市場街区に立 地する建物に関する以下の情報 (地番・建築年月日・構造・合計床面積・同棟コード・家屋棟番号)
目的外利用等 をする理由	前記のまちづくり計画策定業務にあつては、地区内建物の状況を 把握・分析する必要があることから、現況調査資料として活用した いため。 (目的外利用の根拠) 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第3号及び同条同項第5号に 該当(審議会承認類型事項)
新たな利用課 又は提供先	都市計画部 市街地整備課
所 管 部 課	企画財務部 資産税課

那覇市告示第 498 号
平成 27 年 3 月 17 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第19条関係)

個 人 情 報 業 務 届 出 書

平成27年3月13日

那覇市長 様

実施機関 那覇市教育委員会
教育長 渡慶次 克彦 印



那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号		届出担当課	生涯学習課 電話 内線2597			
個人情報管理責任者	生涯学習課長					
業 務 の 名 称	那覇市ブックスタート事業					
業 務 の 目 的	乳幼児健診時に赤ちゃんとその保護者に対して、絵本を介した親子の触れ合いを推進し、親がゆとりを持ち安心して子育てができ、赤ちゃんの心と体が豊かに育つことを目的とする子育て支援事業					
個人情報の対象者	9～11ヶ月の乳児とその保護者					
業務の開始年月日	<input type="checkbox"/> 継 続 / <input checked="" type="checkbox"/> 新 規(平成27年4月1日)					
個人 情報 の 内 容	基本的事項	思想・信条	社会的活動	経済的活動	心 身	そ の 他
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏 名	<input type="checkbox"/> 思 想	<input type="checkbox"/> 職 業	<input type="checkbox"/> 収 入	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/>
	<input checked="" type="checkbox"/> 住 所	<input type="checkbox"/> 宗 教	<input type="checkbox"/> 地 位	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 容 姿	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 性 別	<input type="checkbox"/> 支持政党	<input type="checkbox"/> 学 歴	<input type="checkbox"/> 公租公課	<input type="checkbox"/> 病 歴	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 生年月日	<input type="checkbox"/> 主義主張	<input type="checkbox"/> 資 格	<input type="checkbox"/> 経済取引	<input type="checkbox"/> 障害程度	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 国 籍	<input type="checkbox"/> 趣味嗜好	<input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 本 籍	<input type="checkbox"/> 犯 歴 等	<input type="checkbox"/> 賞 罰	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 続 柄	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学業成績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 勤務成績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 婚姻離婚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/>	
個人情報の収集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 / <input type="checkbox"/> 本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)					
個人情報の収集時期	<input type="checkbox"/> 定期(月～ 月) / <input checked="" type="checkbox"/> 随時					
個人情報の告知方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> 申請等 <input type="checkbox"/> その他					
個人情報の記録形態	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input type="checkbox"/> 電磁媒体 <input type="checkbox"/> その他					
備 考						

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市告示第 499 号

平成 27 年 3 月 18 日

掲 示 済

悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条の規定による当該規制地域についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 24 年 4 月 1 日那覇市告示 164 号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）は、平成 27 年 3 月 31 日限り廃止する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 事業場において発生する悪臭原因物の排出を規制する地域
第 1 表のとおりとする。
- 2 指定地域内の事業場において発生する悪臭原因物の規制基準
 - (1) 法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準
第 2 表のとおりとする。
 - (2) 法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する排出口における臭気排出強度及び臭気指数の規制基準
法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。
 - (3) 法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する敷地外に排出される排水における臭気指数の規制基準
法第 4 条第 2 項第 1 号に定める規制基準を基礎として、規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数とする。

第 1 表 (1 関係)

規制基準の種類	区域の区分	区域	備考
臭気指数	A 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 近隣商業地域 商業地域	図のうち実線で表示した区域
	B 区域	準工業地域 工業地域	

(備考)

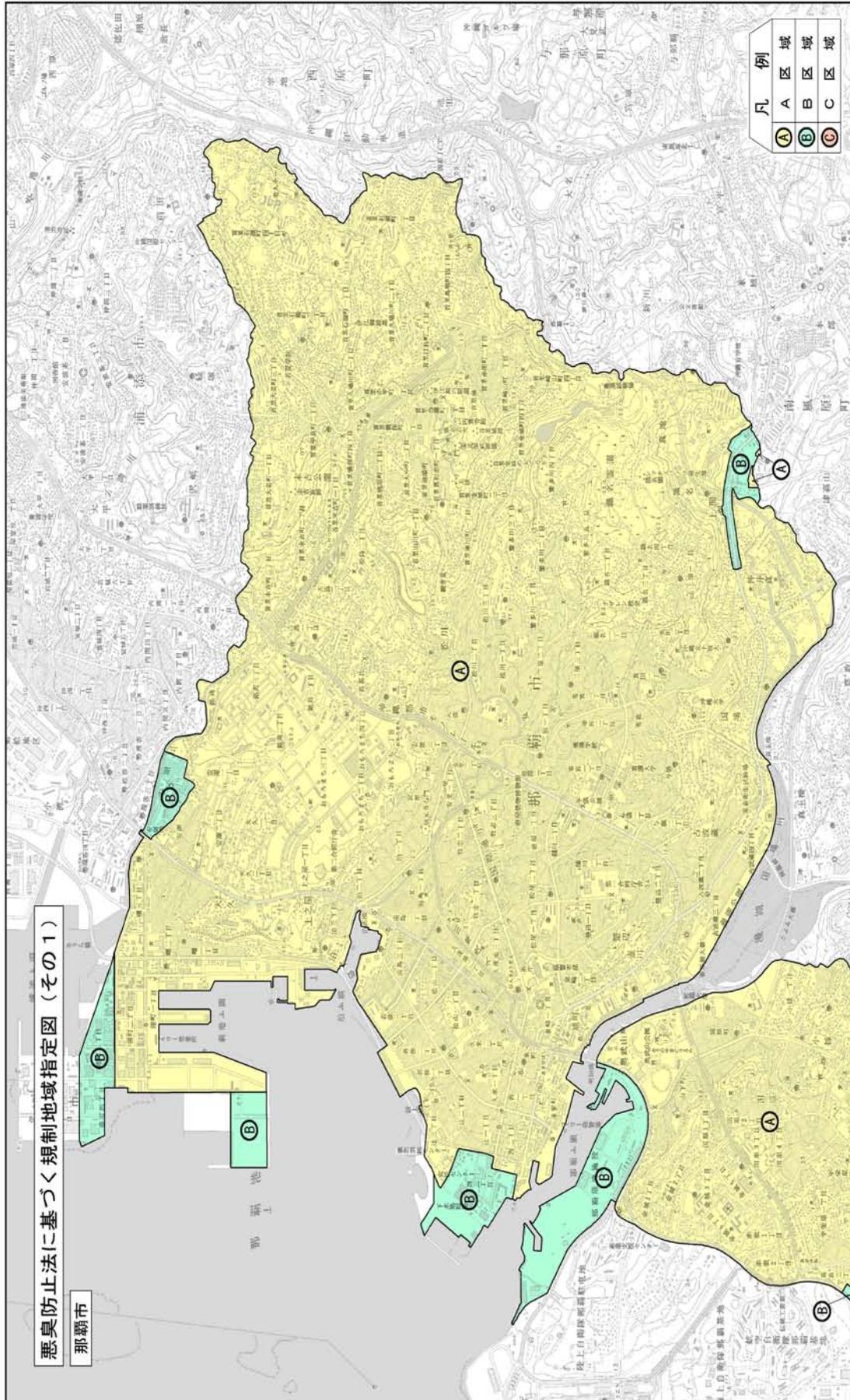
- この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定に定められた地域をいう。
- 規制する地域の詳細図面は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

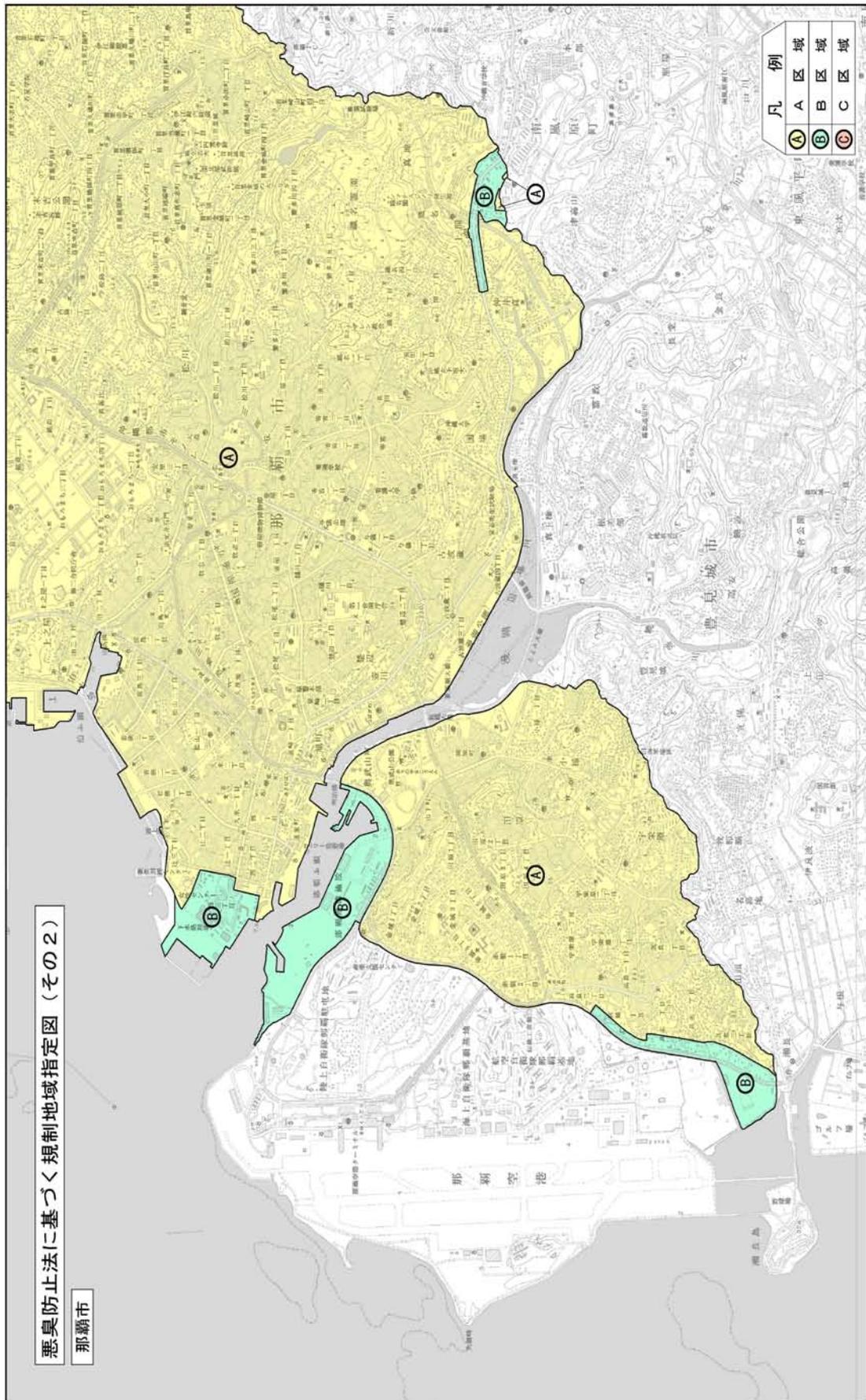
第 2 表 (2 関係)

区分	A 区域	B 区域
許容限度 (臭気指数)	15	18

(備考)

この表において、A 区域及び B 区域とは、第 1 表の区域の区分欄に掲げるそれぞれの区域をいう。





那覇市告示第 503 号
平成 27 年 3 月 23 日
掲 示 済

那覇広域都市計画風致地区の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画風致地区を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画風致地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
漫湖風致地区
変更する部分 那覇市鏡原町の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎 9 階）

那 覇 市 告 示 第 1 号

平 成 2 7 年 4 月 1 日

平成27年度那覇市一般廃棄物処理手数料の徴収事務委託について

地方自治法施行令第158条第2項および那覇市会計規則第34条第2項により平成27年度那覇市一般廃棄物処理手数料徴収指定店を次の通り告示する。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	所在地・電話番号
株式会社 ジーマックス 代表取締役 儀間 良章	浦添市西洲2丁目3番地2 電 話 8 7 5 - 3 7 7 7
株式会社 みつわ産業 代表取締役社長 與那嶺 達啓	那覇市識名 1169 電 話 8 3 4 - 1 4 1 4
沖縄日野出株式会社 代表取締役 平良 盛也	西原町字東崎4番地の14 電 話 9 4 5 - 5 1 1 5
有限会社 大初 代表取締役 松長 朋子	那覇市松尾2丁目19番7号 電 話 8 6 3 - 2 7 7 3
株式会社 タカダ 代表取締役 高田 聡	浦添市西洲2丁目7番地3 電 話 8 7 5 - 3 1 2 1
有限会社 オキカミ 代表取締役 山城 宗一	那覇市上間 425 番地 電 話 8 3 3 - 1 9 0 1

那 覇 市 告 示 第 5 号

平 成 2 7 年 4 月 1 日

平 成 2 7 年 度 一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画 に つ い て

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年那覇市条例第 15 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度 那覇市一般廃棄物処理実施計画

はじめに

1 計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条に基づき、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 5 年条例第 15 号。以下「条例」という。）及び循環型社会の形成を目指す「那覇市一般廃棄物処基本計画」の方針に沿って平成 27 年度の一般廃棄物処理を実施するにあたり、ごみの発生・排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分及びし尿処理に関する計画を定めるものである。

2 処理計画区域

対象区域は、本市全域とする。

3 計画の範囲

本計画において、本市が処理する廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物である、ごみ及びし尿・浄化槽汚泥とする。ごみについては、一般家庭の日常生活から発生する「家庭ごみ」と事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」とする。

4 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 処理計画

区分	処理量	処理施設
もやすごみ	85,222 t	那覇・南風原クリーンセンター
もやさないごみ	1,703 t	那覇・南風原クリーンセンター
粗大ごみ	1,399 t	那覇・南風原クリーンセンター
資源化物	10,230 t	エコマール那覇リサイクル棟
拠点回収	22 t	エコマール那覇リサイクル棟
し尿・浄化槽汚泥	5,751kl	那覇市し尿等下水道放流施設

1 章 ごみ処理

1 廃棄物の発生・排出抑制計画（減量化計画）

(1) 4 Rの推進

持続可能な循環型社会を構築するため、ごみを減らす行動理念である4 R（リフューズ：不要なものは断る、リデュース：減量する、リユース：再利用する、リサイクル：再資源化する）を推進し、ごみの発生・排出抑制と資源循環の徹底を図る。

ア ごみゼロキャンペーン

5月30日（ごみゼロの日）に、ごみの減量・資源化を中心に、環境問題に対する積極的な広報啓発キャンペーンを行い、4 Rの周知を図ることを目的として実施する。

イ 4 R推進コンクール・環境絵日記

市内の小・中学生を対象に、コンクールへ参加することをきっかけに、ごみの減量及び資源化について考え、4 Rの推進に取り組んでもらうことを目的とし実施する。

ウ エコマール那覇プラザ棟内啓発事業

市民が積極的にごみ問題に参加し、ごみ減量・資源化を円滑に推進するために、市民と協働して効果的な啓発活動を実施することにより4 Rの推進を図る。

エ 買い物ゲーム

小学校4年生を対象に、総合学習の授業でごみ減量体験学習を実施することにより、ごみ処理に対する意識啓発を図り4 Rを推進する。

(2) 家庭系ごみ

ア 雑紙の分別と資源化の推進

資源化物である雑紙の分別を促進し、ごみ減量の推進を図る。

イ 生ごみの発生・排出抑制と減量化推進

食材の過剰購入や作りすぎ等の発生・排出抑制やごみとして排出する際の水切りの徹底等の広報啓発、また、生ごみ処理機器等の購入助成による資源化及び減量の推進を図る。

ウ 家庭ごみ有料化制度の導入

市が収集する家庭系ごみのうち、燃やすごみ及び燃やさないごみは指定のごみ袋に入れて、粗大ごみは粗大ごみ処理券を貼って排出する方法により、ごみの発生抑制と分別の徹底を図る。

エ 拠点回収事業

家庭より排出される資源化物を拠点回収する団体に対し奨励金を交付することにより、民間団体の資源化活動を促進し、廃棄物の減量及び資源化の推進を図る。

オ 店頭回収（トレー）の促進

トレーなどは、店頭回収しているスーパーマーケット等の意向を確認しつつ、回収拠点をPRし、事業者による資源化を促進する。

カ 広報啓発

ごみ減量の啓発用パンフレットの作成し、全戸配布や転入者へ配布するなど適正なごみの分別と排出方法を周知する。）

(3) 事業系ごみ

ア 事業系古紙の資源化推進

事業系古紙については、オフィス古紙（機密文書を含む）等の資源化を推進するとともに、資源化可能な古紙は、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。

イ 草木の分別促進、搬入禁止

事業活動に伴い発生する草木は、資源化を推進するとともに、那覇・南風原クリーンセンターへの搬入を禁止する。その草木の処理方法については、自ら処理するか、または法第7条第1項及び第6項に規定する一般廃棄物処理業者に依頼して処理しなければならない。

ウ 生ごみの資源化促進

食品リサイクル法の推進の他、非該当事業者に対しても、飼料又は肥料等の資源化事業所の紹介を行い資源化の促進を図る。また、ごみとして排出する場合は、水切りの徹底を行うなど減量化の推進を図る。

エ 大規模事業所訪問

大規模事業所等を対象に、ごみ減量化計画書作成の指導を強化する。また、事業所訪問により、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別及び適正処理の指導を徹底し、事業所の自主的なごみ減量・資源化を推進する。

オ 搬入検査

ごみ搬入時検査を定期的実施し、ごみの分別状況の実態把握を行い、分別されていないごみの搬入防止及び分別指導の徹底を図る。

カ 資源化物処理システムの構築

生ごみ限定許可や草木限定許可の拡充を図り資源化を促進することにより、事業系ごみの減量を推進する。

2 収集運搬計画

(1) ごみ区分ごとの収集・運搬量

単位：トン

区分	性状(種類)	収集主体	搬入施設	処理量(内訳)
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	7,225
		委託業者		35,115
		直接持込 (許可業者)		8,465
		(市 民)		7,875
				590
	燃やさない ごみ (有害・危険 ごみ、乾電 池含む)	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	250
		委託業者		1,026
		直接持込 (許可業者)		427
		(市 民)		264
	粗大ごみ	直 営	那覇・南風原 クリーンセンター	102
		委託業者		468
		直接持込・市民		809
	資源化物	直 営	エコマール那覇 リサイクル棟及 び市長の指定す る施設へ搬入	1,577
		委託業者		6,240
直接持込 (許可業者)		961		
(市 民)		612		
事業系一般 廃棄物	燃やすごみ 粗大ごみ	直接持込	那覇・南風原 クリーンセンター	34,438
		(許可業者)		34,001
		(事 業 者)		437
	資源化物 (古紙・草木 を除く)	直接持込	エコマール那覇 リサイクル棟	1,452
		(許可業者)		1,446
		(事 業 者)		6
直接資源化 その他	資源化物 (缶、紙)	拠点回収	エコマール那覇 リサイクル棟及 び市長の指定す る施設へ搬入	22

(2) 家庭系ごみ

ア 収集・運搬方法

- (ア) 家庭ごみは、直営と委託業者により市長の指示する方法に従い市長が決定した所定の場所から収集する。所定の場所についてはクリーン推進課で縦覧に供する。なお、定期収集が難しい一部の集合住宅等については、許可業者が収集を行う。
- (イ) 家庭ごみは、一戸建て世帯は各家庭の門口で収集し、団地・アパート等の場合は敷地内の所定の場所で収集する。
- (ロ) ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、缶、びん、ペットボトル、紙、布、草木、有害ごみ、危険ごみ及び乾電池に分別して排出する。また、粗大ごみは電話申込みにより収集日を指定する。
なお、収集するごみの種類及び収集日等は「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のとおりとする。
- (エ) 引っ越しなどにより多量に排出されるごみは、排出者自ら、または法第7条第1項の規定する一般廃棄物収集運搬許可業者により、処理施設に搬入しなければならない。
- (オ) 空き家、空き地、墓地等の清掃に伴う草木は、市民による直接持込か自己処理（各自で持ち帰り、分別をして家庭から出す等で対応）しなければならない。
- (カ) 直接持込とは、市民自らまたは事業者若しくは市民及び事業者から委託を受けた許可業者が直接中間処理施設へ廃棄物を搬入することをいう。
- (キ) 在宅医療系廃棄物のうち非鋭利な物については、平成17年9月8日付け環廃対発050908003号・環廃産発050908001号の環境省通知を鑑み、安全に取り扱うことが可能であり感染の可能性が低いことより、市が一般廃棄物として処理を行う。
- (ク) 条例第20条及び同規則第2条により指定した適正処理困難物は、製造業者及び販売業者への製造責任による適正処理の推進を行う。
- (ケ) 廃家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン）の処理については、家電リサイクル法に基づき、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図る。
- (コ) 廃パソコンの処理については、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、円滑に資源化されるよう、適正な運用と必要な啓発を図る。
- (サ) ボタン電池や電池パック、充電式電池等の処理については、民間業者でのリサイクルシステムが構築されていることより、円滑に資源化されるよう必要な啓発を図る

(シ) 台風等災害時に大量に発生した草木については、異物が混入し資源化が難しいためサーマルリサイクルする。

(ス) リフォーム廃棄物

日曜大工及び自ら自宅をリフォームする際に発生した建築廃材等については、リフォーム・解体等の現場調査を実施し、一般廃棄物の確認を行ったうえで、直接持込等の受け入れをする。

イ ごみの収集・運搬体制

(ア) 収集の委託

名称	代表者	所在地
(有)那覇クリーンサービス	新垣 幸得	那覇市港町2丁目13番14号
(有)那覇東クリーン	嘉陽 宗弘	那覇市首里汀良町3丁目69番4号
(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市曙2丁目20番11号

(イ) アシスト収集

ごみを門口まで持ち出すことが困難な高齢者や障がいのある方に対し、戸別訪問による収集を実施する。

(3) 事業系ごみ

ア 収集・運搬方法

(ア) 事業活動に伴って生じる一般廃棄物は、法第3条及び条例第3条に基づき、事業所自ら処理するか、または、法第7条1項の規定する一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼して処理しなければならない。

(イ) 事業系ごみは、燃やすごみ、資源化物（缶、びん（無色、茶色、その他）、ペットボトル、古紙及び草木）の種類に分別して排出する。

(ウ) 古紙及び草木は、那覇・南風原クリーンセンター及びエコマール那覇リサイクル棟への搬入を禁止する。

イ 収集・運搬の許可

許可業者一覧（別紙1のとおり）

3 中間処理計画

(1) 広域処理

那覇市と南風原町では、「那覇市・南風原町環境施設組合」を組織し、那覇・南風原クリーンセンターにおいて、資源化物を除くごみを処理する。

(2) 処理施設一覧

施設区分	中間処理施設 (委託含む)		備考
焼却施設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	灰溶融処理にて、スラグとメタルを生成し、資源化する。また、ごみ発電により施設内の電力をまかない、余剰電力は売電する。
	所在地	南風原町字新川 650 番地	
	開設	平成 18 年 4 月	
	炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラー付)、電気式灰溶融炉、破碎選別施設	
	焼却能力	450 t/日 (150 t/日 × 3 炉)	
	灰溶融炉	52 t/日 (26 t/日 × 2 炉)	
	破碎選別	39 t/5H (粗大ごみ 6 t/5H、不燃ごみ 33 t/5H)	
	処理対象	燃やすごみ、燃やさないごみ、有害・危険ごみ、粗大ごみ	
	発電容量	8,000kw	
資源化施設	施設名	那覇・南風原クリーンセンター	古紙は、市長の指定する民間資源化施設へ直接搬入している。
	所在地	那覇・南風原クリーンセンター	
	開設	平成 23 年 4 月	
	主要設備	プラットホーム、供給コンベア、破集破袋、磁選機、圧縮機、圧縮梱包機器	
	処理能力	53 t/日	
	処理対象	(アルミ缶 1.5 t、スチール缶 11.5 t、ペットボトル 8 t、びん類 16 t、古布類 2 t、草木 13 t)	

4 最終処分計画

(1)最終処分場は、リサイクル出来ないごみを最終的に処分する海面最終処分場と、処分場内の海水を環境にやさしく処理する余水処理施設がある。また、余水処理施設で処理され、きれいになった水は外海へ放流する。

(2)最終処分量については、ごみの減量化と那覇・南風原クリーンセンターにおいて破碎選別施設による鉄・アルミの選別、及び灰溶融炉でスラグ・メタルを生成し、最終処分量の減量化を図ることにより、減量する。

(3)最終処分施設

施設名	那覇エコアイランド
所在地	那覇市港町4丁目3番6の地先
敷地面積	約 2.7ha
埋立容量	約 107,000 m ³
水処理施設 処理能力	90 m ³ /日
処理方式	流入調整＋第1凝集沈殿処理(カルシウム凝集)＋生物処理(硝化・脱窒・再ばっ気)＋第2凝集沈殿処理＋高度処理(砂ろ過・活性炭吸着)＋消毒放流設備
護岸構造	傾斜捨石式護岸、二重遮水シート、地番改良

2 章 し尿及び浄化槽汚泥処理

法第7条第1項の規定に基づき、市長が許可した一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）収集運搬業者及び浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、市長が許可した浄化槽清掃業者により収集運搬を行い、那覇市し尿等下水道放流施設において陸上処理を行う。

1 し尿・浄化槽汚泥量

単位：k l

区分	搬入施設	搬入量
し尿	那覇市し尿等下水道放流施設	3,597
浄化槽汚泥		2,154

2 収集運搬計画

(1) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業者

許可番号	会社名	代表者名	住所地
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市曙 2-20-11

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業者

許可番号	会社名又は氏名	代表者名	住所地
2	大城 秀吉		那覇市与儀 2-4-7
6	(有)あかつき衛生	新垣 正和	那覇市字仲井真 205-3
8	(有)丸十衛生設備	大城 昌永	南風原町字津嘉山 675
9	富本 祐昌		南城市大里字仲間 1024-6
10	(有)トップ環境	上間 克千代	西原町字小那覇 1191-1
12	(有)中央環境サービス公社	眞壁 隆	那覇市曙 2-20-11

3 処理計画

施設名	那覇市し尿等下水道放流施設
所在地	沖縄県浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号
面積	敷地面積：2,249 m ² 、建築面積：548 m ² 、延床面積 1,300 m ²
処理方式	前処理・固液分離・希釈下水道放流方式
処理能力	32kl/日（し尿・浄化槽汚泥：24kl、下水道清掃汚泥：8kl）

別紙 1

個人 35 人

許可 番号	氏 名	所在地	許可 番号	氏 名	所在地
3	友利 清子	那覇市首里末吉町 3-120-30	28	兼濱 康喜	那覇市字国場 254-1
5	祖平 愛也	那覇市具志 3-32-26	32	伊良波 哲	宜野湾市赤道 2-11-24
7	大城 睦子	那覇市港町 2-2-3	35	伊佐 眞助	那覇市首里石嶺町 4-365-2
9	佐久川 政則	那覇市首里山川町 2-107	37	上原 民智	那覇市首里石嶺町 2-52
10	上原 直美	那覇市首里末吉町 4-5-1	39	宮城 康雄	南城市大里字大里 1770-1
11	上原 弘和	那覇市宮城 1-4-16	43	棚原 敏彦	豊見城市字座安 301
14	根間 正吉	浦添市大平 1-22-13	46	上原 勝	那覇市高良 2-15-58
16	伊野波 盛俊	那覇市真嘉比 2-29-10	47	新里 靖美	南城市大里字大里 1624
17	上原 榮喜	浦添市西原 6-15-1	48	大城 勝	南城市大里字仲間 7-23
18	瑞慶覧 克明	浦添市字経塚 176-4	51	川上 博敏	浦添市当山 2-32-22
19	松原 秀明	那覇市字松川 524-1	54	前門 精和	那覇市松川 1-12-27
20	栗國 恒男	浦添市経塚 811-60	55	普天間 里恵 子	南城市大里字高平 722-5
21	根間 喜代美	浦添市伊祖 1-22-3	60	上田 長廣	浦添市大平 374
22	玉城 博文	南城市大里字仲間 1182	62	平良 夏毅	豊見城市字金良 12
23	城間 美佐江	那覇市松島 1-9-21	63	銘苺 茂信	南城市大里字古堅 1011-3
25	平良 義勝	西原町字池田 371-22	64	福里 正吉	那覇市首里石嶺町 2-65
26	玉城 正	南城市大里字大里 807	65	金城 盛隆	浦添市伊祖 3-9-18
27	花城 利彦	南風原町字山川 449			

① 法人 19 社

許可 番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
1	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田 862-212
2	(有)丸元清掃	親泊 小百合	南城市大里字稲嶺 1459-1
6	(株)クリーンアップ福	仲眞 典子	那覇市首里大名町 2-91
8	(有)タイラ清掃	平良 博一	豊見城市字金良 28
24	(株)SUNクリーン	嘉陽 勝次	那覇市首里石嶺町 4-411
31	(有)三友	金城 和良	那覇市西 1-3-13
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場 1171-1
34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井間 321-4
40	(株)大輪産業	根間 大輔	那覇市古島 1-7-31
49	(株)タイハウエコクリーン	根間 正明	那覇市真嘉比 2-20-2
50	(株)共栄環境	下田 美智子	南風原町字大名 107-1
53	(株)吉浜クリーン開発	吉浜 克之	那覇市松川 2-11-15
56	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	那覇市小祿 4-9-14
58	(有)那覇環境サービス	伊計 盛領	那覇市泊 3-1-17
59	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
61	(株)やすもと	安元 良美	浦添市経塚 811-51
66	(有)都市清掃社	石川 吉雄	那覇市首里石嶺町 2-167-12
67	(資)協和	照喜名 悟	那覇市長田 1-15-18
68	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4

② 限定許可 1人 (特殊ごみ:産汚物等)

許可番号	氏 名	所 在 地
103	平良 博一	豊見城市字金良 28

③ 限定許可 2社 (自衛隊基地より排出される草木限定)

許可番号	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3
111	(有)吉田開発	吉田 健英	那覇市東町 7-5

④ 限定許可 15社 (自衛隊基地及び事業者より排出される草木限定)

許可番号	会社名 又は 氏名	代 表 者 名	所 在 地
1	(有)宮國清掃	宮國 喜効	浦添市字前田 862-212
8	(有)タイラ清掃	平良 博一	豊見城市字金良 28
31	(有)三友	金城 和良	那覇市西 1-3-13
32	伊良波 哲		宜野湾市普赤道 2-11-24
33	(有)那覇相互清掃	梅本 祐司	那覇市字国場 1171-1
34	(有)丸友産業	友利 俊雄	那覇市字仲井間 321-4
49	(株)タイハウエコクリーン	根間 正明	那覇市真嘉比 2-20-2
56	吉浜エコサービス(株)	垣花 秀樹	那覇市小祿 4-9-14
59	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
62	平良 夏毅		豊見城市字金良 12
68	友平衛生社(有)	友利 久雄	豊見城市字金良 99-4
109	(株)グリーンエコロジーサービス	宮城 俊三	豊見城市字与根 489-2

110	(有)とみしろ建材	知念 直志	豊見城市字高安 558-8
112	街クリーン(株)	赤嶺 太介	南城市玉城字前川 1188
114	(株)美玉開発	照屋 盛夫	那覇市字仲井真 356-1

⑤ 限定許可 2者、5社 (生ごみ限定)

許可 番号	会社名 又は 氏名	代表者名	所 在 地
59	(株)沖縄公衆衛生	城間 久美子	那覇市字鏡水 150
121	グリーンエイト	諸見里 純子	八重瀬町具志頭
122	(資)オキスイ	宮城 建太	沖縄市知花 6-23-7
123	外當 佳子		うるま市勝連平安名 660
124	仲本 賢正		中城村字奥間 971-3
126	(有)あらぐさ	前田 亘	八重瀬町字宣次 218-1
127	(有)海邦ベンダー工業	神谷 弘隆	糸満市西崎町 5-14-9

⑥ 限定許可 3社 (スプリング入り限定)

許可 番号	会 社 名	代表者名	所 在 地
105	(有)環境クリーン開発	金城 繁治	那覇市字仲井真 205 番地 3
114	(株)美玉開発	照屋 盛夫	那覇市字仲井真 356-1
132	(有)琉球リサイクルセンタ ー	稲福 勉	那覇市与儀 1-8-17

那 覇 市 告 示 第 9 号

平成 27 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定の有効期間
所 在 地		
アイン薬局 首里店	株式会社アインファーマシーズ	平成 27 年 3 月 1 日～ 平成 33 年 2 月 28 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 356 番地 5		
モアクリニック	知念 清	平成 27 年 3 月 1 日～ 平成 33 年 2 月 28 日
那覇市辻二丁目 23 番 6 号		

那 覇 市 告 示 第 10 号

平成 27 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
にじいろ薬局		平成 27 年 2 月 10 日
管理者	菅井裕也 (佐々木理樹)	

那 覇 市 告 示 第 11 号

平成 27 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
医療法人陽心会シーサイドクリニック	医療法人陽心会	平成 27 年 1 月 31 日
那覇市若狭一丁目 3 番 16 号 セゾンライト若狭 1 階		
モアクリニック	知念 清	平成 27 年 2 月 10 日
那覇市曙三丁目 21 番 1 号 海宝マンション 202		
うるま薬局	有限会社アヴェイル	平成 27 年 3 月 1 日
那覇市松島 2 丁目 1 番地 19		

那 覇 市 告 示 第 1 2 号

平 成 2 7 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称	休 止 年 月 日
所 在 地	
医療法人陽心会 辻町若狭クリニック 那覇市若狭三丁目 5 番 17 号	平成 27 年 3 月 1 日

那 覇 市 告 示 第 13 号

平成 27 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
株式会社ケアリング		平成 26 年 3 月 3 日
名称	株式会社ケアリング (有限会社 沖縄ケアリング)	

那 覇 市 告 示 第 1 4 号

平成 27 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
医療法人陽心会デイサービスセンター三原 (通所介護、介護予防通所介護)	平成 27 年 2 月 28 日
那覇市牧志二丁目 9 番 41 号	
医療法人陽心会在宅総合ケアセンター陽心会 (訪問介護、介護予防訪問介護)	平成 27 年 2 月 28 日
那覇市字大道 128 番地	
医療法人陽心会在宅総合ケアセンター陽心会 (居宅介護支援)	平成 27 年 2 月 28 日
那覇市字安里 381 番地 1	
在宅総合ケアセンター 松島 (居宅介護支援)	平成 27 年 2 月 28 日
那覇市松島 2 丁目 1 番地 23	
医療法人陽心会辻町若狭クリニック (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)	平成 27 年 2 月 28 日
那覇市若狭三丁目 5 番 17 号	

医療法人陽心会メディカルプラザ大道中央 (通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション)	平成 27 年 2 月 28 日
那覇市字大道 123 番地	
うるま薬局	平成 27 年 2 月 28 日
那覇市松島 2 丁目 1 番地 19	
訪問介護いしだ (訪問介護、介護予防訪問介護)	平成 27 年 3 月 31 日
那覇市三原一丁目 2 番 6 号	

那 覇 市 告 示 第 1 5 号

平成 27 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
リハビリ訪問看護ステーションミュー	平成 27 年 3 月 12 日
那覇市首里石嶺町 4 丁目 199 番地 7 サンシャイン石嶺 1 階	

那 覇 市 告 示 第 1 6 号

平 成 2 7 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
又吉 昌克	あん摩・マッサージ、 はり・きゅう	平成 27 年 3 月 17 日
(出張専業)	—	

那 覇 市 告 示 第 17 号

平成 27 年 4 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条において準用する第 49 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止届があった。

那 覇 市 長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
又 吉 昌 克	琉球治療院	平成 27 年 1 月 1 日
	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 2 階	

那 覇 市 告 示 第 1 8 号

平 成 2 7 年 4 月 1 日

平成 26 年(2014 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)

平成 26 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 216,827 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 142,741,505 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 分担金及び負担金		1,793,862	561	1,794,423
	2 負担金	1,793,861	561	1,794,422
13 使用料及び手数料		2,999,579	8,190	3,007,769
	1 使用料	2,375,217	8,190	2,383,407

14 国庫支出金		35,325,221	39,065	35,364,286
	1 国庫負担金	27,785,830	25,987	27,811,817
	2 国庫補助金	7,434,999	13,078	7,448,077
15 県支出金		17,007,778	△584,036	16,423,742
	1 県負担金	4,503,320	7,022	4,510,342
	2 県補助金	11,974,808	△591,058	11,383,750
16 財産収入		1,406,715	△2,375	1,404,340
	1 財産運用収入	362,832	△2,375	360,457
18 繰入金		4,062,089	421,051	4,483,140
	2 基金繰入金	3,960,997	421,051	4,382,048
19 繰越金		2,121,830	110,717	2,232,547
	1 繰越金	2,121,830	110,717	2,232,547
20 諸収入		1,823,633	8,600	1,832,233
	5 雑入	1,021,092	8,600	1,029,692
21 市債		15,065,819	△218,600	14,847,219
	1 市債	15,065,819	△218,600	14,847,219
歳 入 合 計		142,958,332	△216,827	142,741,505

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		9,950,406	26,138	9,976,544
	1 総務管理費	7,719,271	26,138	7,745,409
3 民生費		65,777,428	101,905	65,879,333
	1 社会福祉費	23,356,085	49,085	23,405,170
	2 児童福祉費	20,606,489	52,820	20,659,309
4 衛生費		9,557,581	28,641	9,586,222
	1 保健衛生費	5,560,021	22,887	5,582,908
	2 清掃費	3,997,560	5,754	4,003,314
6 農林水産業費		154,692	875	155,567
	1 農業費	86,725	3,530	87,600
7 商工費		1,582,041	14,549	1,596,590

	1 商工費	1,582,041	14,549	1,596,590
8 土木費		19,628,046	△150,359	19,477,687
	2 道路橋りょう費	1,730,781	△98,959	1,631,822
	4 都市計画費	9,365,599	△51,400	9,314,199
	5 住宅費	7,141,015	0	7,141,015
9 消防費		4,680,601	△10,547	4,670,054
	1 消防費	4,680,601	△10,547	4,670,054
10 教育費		16,249,630	△228,029	16,021,601
	1 教育総務費	1,584,441	3,405	1,587,846
	2 小学校費	6,264,868	8,382	6,273,250
	3 中学校費	2,625,713	8,404	2,634,117
	4 幼稚園費	1,836,996	461	1,839,457
	5 社会教育費	1,950,052	△263,060	1,686,992
	6 保健体育費	1,985,560	14,379	1,999,939
歳 出 合 計		142,958,332	△216,827	142,741,505

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加 (単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費			165,700
	2 道路橋りょう費		41,000
		道路新設改良事業 (公共投資交付金)	41,000
	4 都市計画費		56,700
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	56,700
	5 住宅費		68,000
		宇栄原市営住宅建替事業	68,000
合 計			165,700

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
u-Okinawa プラットホーム再構築事業 (情報政策課)	平成 26 年度から 平成 32 年度まで	21,774
「なは市民活動支援センター」管理運営委 託料 (まちづくり協働推進課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	16,607

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
那覇市 IT 創造館管理運 営委託料 (商工農水課)	平成 26 年度 から 平成 29 年度 まで	68,565	平成 26 年度 から 平成 27 年度 まで	22,855
消防救急デジタル無線 整備事業 (工事管理) (指令情報課)	平成 27 年度	1,969	平成 27 年度	2,060

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
4 道路整備事業	215,100	証書借入 又は 証券発行	年 5 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	206,100	補正前に 同じ		
6 都市公園整備事業	752,800				724,600			
9 消防施設整備事業	631,300				517,200			

那 覇 市 告 示 第 19 号

平成 27 年 4 月 1 日

平成 27 年(2015 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市一般会計補正予算(第 8 号)

平成 26 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,621,736 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 141,203,806 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		42,693,727	1,171,468	43,865,195
	1 市民税	17,783,778	918,696	18,702,474
	2 固定資産税	20,464,168	113,320	20,577,488
	3 軽自動車税	539,481	△1,033	538,448
	4 市たばこ税	3,027,317	138,485	3,165,802

	5 特別土地保有税	3	△3	0
	7 事業所税	865,195	2,003	867,198
3 利子割交付金		91,045	△21,035	70,010
	1 利子割交付金	91,045	△21,035	70,010
4 配当割交付金		48,152	45,247	93,399
	1 配当割交付金	48,152	45,247	93,399
5 株式等譲渡所得割交付金		13,773	67,872	81,645
	1 株式等譲渡所得割交付金	13,773	67,872	81,645
6 地方消費税交付金		3,300,604	76,925	3,377,529
	1 地方消費税交付金	3,300,604	76,925	3,377,529
7 自動車取得税交付金		61,007	△17,965	43,042
	1 自動車取得税交付金	61,007	△17,965	43,042
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		294,687	△2,532	292,155
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	294,687	△2,532	292,155
9 地方特例交付金		65,157	5,218	70,375
	1 地方特例交付金	65,157	5,218	70,375
10 地方交付税		14,058,003	△184,114	13,873,889
	1 地方交付税	14,058,003	△184,114	13,873,889
13 使用料及び手数料		3,007,769	△14,240	2,993,529
	1 使用料	2,383,407	△6,593	2,376,814
	2 手数料	624,362	△7,647	616,715
14 国庫支出金		35,364,286	526,276	35,890,562
	1 国庫負担金	27,811,817	569,769	28,381,586
	2 国庫補助金	7,448,077	△42,179	7,405,898
	3 委託金	104,392	△1,314	103,078
15 県支出金		16,507,779	△183,070	16,324,709
	1 県負担金	4,510,342	101,282	4,611,624
	2 県補助金	11,383,750	△251,942	11,131,808
	3 委託金	613,687	△32,410	581,277

16 財産収入		1,404,340	△652,405	751,935
	1 財産運用収入	360,457	33,395	393,852
	2 財産売却収入	1,043,883	△685,800	358,083
17 寄附金		1	711	712
	1 寄附金	1	711	712
18 繰入金		4,483,140	△1,513,420	2,969,720
	1 特別会計繰入金	101,092	19,789	120,881
	2 基金繰入金	4,382,048	△1,533,209	2,848,839
19 繰越金		2,232,547	790,738	3,023,285
	1 繰越金	2,232,547	790,738	3,023,285
20 諸収入		1,832,233	64,790	1,897,023
	1 延滞金加算金及び過料	126,726	△13,579	113,147
	3 貸付金元利収入	370,895	△10,501	360,394
	4 受託事業収入	302,648	△1,236	301,412
	5 雑入	1,029,692	90,106	1,119,798
21 市債		14,847,219	△1,782,200	13,065,019
	1 市債	14,847,219	△1,782,200	13,065,019
歳 入 合 計		142,825,542	△1,621,736	141,203,806

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		848,223	△17,338	830,885
	1 議会費	848,223	△17,338	830,885
2 総務費		10,060,581	△629,917	9,430,664
	1 総務管理費	7,745,409	△532,770	7,212,639
	2 徴税费	1,036,068	△3,709	1,032,359
	3 戸籍住民基本台帳費	797,953	△4,696	793,257
	4 選挙費	308,904	△82,154	226,750
	5 統計調査費	71,084	△6,588	64,496
3 民生費		65,879,333	2,256,128	68,135,461
	1 社会福祉費	23,405,170	1,674,915	25,080,085

	2 児童福祉費	20,659,309	△256,286	20,403,023
	3 生活保護費	21,814,853	837,499	22,652,352
4 衛生費		9,586,222	△524,262	9,061,960
	1 保健衛生費	5,582,908	△502,190	5,080,718
	2 清掃費	4,003,314	△22,072	3,981,242
5 労働費		161,573	△552	161,021
	1 労働諸費	161,573	△552	161,021
6 農林水産業費		155,567	△6,990	148,577
	1 農業費	87,600	3,530	91,130
	3 水産業費	67,415	△10,520	56,895
7 商工費		1,596,590	△66,302	1,530,288
	1 商工費	1,596,590	△66,302	1,530,288
8 土木費		19,477,687	△1,160,352	18,317,335
	1 土木管理費	435,169	△32,552	402,617
	2 道路橋りょう費	1,631,822	△100,449	1,531,373
	3 港湾費	955,482	△38,302	917,180
	4 都市計画費	9,314,199	△90,715	9,223,484
	5 住宅費	7,141,015	△898,334	6,242,681
9 消防費		4,670,054	△48,574	4,621,480
	1 消防費	4,670,054	△48,574	4,621,480
10 教育費		16,021,601	△1,257,884	14,763,717
	1 教育総務費	1,587,846	△16,235	1,571,611
	2 小学校費	6,273,250	△703,163	5,570,087
	3 中学校費	2,634,117	△176,794	2,457,323
	4 幼稚園費	1,839,457	△190,861	1,648,596
	5 社会教育費	1,686,992	△138,265	1,548,727
	6 保健体育費	1,999,939	△32,566	1,967,373
12 公債費		14,298,106	△165,693	14,132,413
	1 公債費	14,298,106	△165,693	14,132,413
歳 出 合 計		142,825,542	△1,621,736	141,203,806

第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費			86,428
	1 総務管理費		86,428
		社会保障・税に関する番号制度対応事業	49,434
		本庁舎維持管理事業	13,082
		新文化芸術発信拠点施設整備事業	23,912
3 民生費			1,122,013
	1 社会福祉費		344,400
		特別養護老人ホーム整備補助金	344,400
	2 児童福祉費		777,613
		法人保育所新規等建設補助金	573,982
		城西小区児童クラブ舎建築事業	1,906
		大名児童クラブ舎建築事業	16,187
		待機児童解消支援加速化事業	185,538
4 衛生費			887
	1 保健衛生費		887
		健康増進事業 (健康づくり)	887
6 農林水産業費			7,464
	3 水産業費		7,464
		第3次那覇市水産業振興基本計画策定事業	7,464
7 商工費			81,638
	1 商工費		81,638
		「那覇市中心市街地活性化ビジョン・基本計画」(仮称) 策定基礎調査業務	12,858
		那覇市 IT 創造館屋上他防水改修工事	38,605
		那覇爬龍船振興会補助金	20,991
		観光基本計画策定事業	9,184
8 土木費			8,013,673
	1 土木管理費		41,095

	地下壕対策事業	17,000
	那覇市民間建築物耐震化促進事業	24,095
2 道路橋りょう費		882,265
	道路維持事業	33,857
	道路新設改良事業 (防衛交付金)	18,360
	道路新設改良事業 (社会資本交付金)	221,752
	交流オアシス整備事業	136,620
	バス停上屋整備事業	86,700
	歴史散歩道整備事業	224,528
	首里金城町無電柱化推進事業	9,078
	交通安全施設整備事業 (特交金)	39,830
	橋りょう長寿命化修繕事業	111,540
3 港湾費		79,480
	那覇港管理組合補助金(沖縄振興特別推進交付金)	79,480
4 都市計画費		3,509,766
	総合公共交通の推進事業	12,000
	景観形成推進事業	1,000
	亜熱帯庭園都市形成推進調査 (道路)	2,808
	街路整備事業 (単独)	600
	モノレール・インフラ部修繕	29,248
	街路整備事業 (公共投資交付金)	2,231,423
	亜熱帯庭園都市の道路美化事業	24,500
	下水道事業会計負担金(沖縄振興特別推進交付金事業)	45,600
	公園整備事業 (防衛交付金)	13,501
	公園整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	792,659
	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業	80,049
	亜熱帯庭園都市の公園美化事業	32,518

		市花木等普及推進事業(公共空間への植樹)	3,208
		桜の名所づくり事業	5,000
		公園整備事業(社会資本整備総合交付金)	195,252
		亜熱帯庭園都市の公園魅力向上・活性化事業	40,400
	5 住宅費		3,501,067
		市営住宅ストック総合改善事業	230,245
		市営住宅ストック総合改善事業(防災安全)	216,868
		既存市営住宅集会所地域利便施設導入事業	8,720
		市営住宅建替移転事業	76,503
		石嶺市営住宅建替事業	627,092
		大名市営住宅建替事業	887,208
		第3次那覇市市営住宅ストック総合活用計画策定事業	6,030
		地域居住機能再生推進事業	1,448,401
9 消防費			1,295,622
	1 消防費		1,295,622
		津波避難ビル建設事業	1,295,622
10 教育費			2,580,160
	2 小学校費		1,373,232
		城西小学校屋内運動場建設事業	18,559
		前島・久茂地小統合新校校舎増築及びプール改築等事業	11,386
		大名小学校校舎防音併行事業	38,840
		大名小学校校舎建設事業	847,062
		学校施設耐震化事業(小学校)	61,105
		壺屋小学校屋外便所改築事業	10,263
		天久小学校仮設校舎リース事業	11,319
		真嘉比小学校校舎増築事業	316,303
		城東小学校校舎増築事業	39,674
		城東小学校校舎防音併行事業	18,721

	3 中学校費		707,157
		真和志中学校屋内運動場建設事業	510,079
		安岡中学校校舎増築事業	164,192
		学校施設耐震化事業 (中学校)	11,295
		安岡中学校校舎防音併行事業	21,591
	4 幼稚園費		167,205
		幼稚園改築にかかる備品購入事業	2,419
		大名幼稚園園舎防音事業	8,643
		開南幼稚園園舎建設事業	36,228
		城西幼稚園園舎建設事業	14,351
		大名幼稚園園舎建設事業	105,564
	5 社会教育費		124,117
		県道 153 号線外 1 線街路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査	101,273
		浦添市道・沢岬石嶺線に伴う埋蔵文化財発掘調査	22,844
	6 保健体育費		208,449
大名小学校給食調理場改築事業		208,449	
合 計			13,187,885

2 変 更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費			124,700		577,152
	4 都市計画費		56,700		225,547
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	56,700	沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	225,547
	5 住宅費		68,000		351,605
宇栄原市営住宅建替事業		68,000	宇栄原市営住宅建替事業	351,605	

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業 (納税課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	11,958
公設市場空調設備等保守管理業務委託 (なはまちなか振興課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	2,506
公設市場消防設備等点検業務委託 (なはまちなか振興課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	906
びんの選別処理業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	18,630
エコマール那覇昇降機保守点検業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	249
重機類保守点検業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	588
消防設備保守点検業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	972
エコマール那覇浄化槽保守点検業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	391
エコマール那覇施設等警備業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	2,056
クリーン推進課敷地内除草等環境美化業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	2,334
電力設備保守点検業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	1,150
エコマール那覇空調設備保守点検業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	1,037
死犬猫等処理委託事業 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	5,395
ごみ搬入専用道路清掃および除草業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	1,512
無線機保守管理業務委託 (クリーン推進課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	771
大気汚染測定機器保守点検業務委託 (環境保全課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	3,889
識名霊園管理業務委託 (環境保全課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	6,219
霊園納骨堂管理システム保守契約 (環境保全課)	平成 26 年度から平成 27 年度まで	389

識名霊園一般廃棄物収集運搬業務委託 (環境保全課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	315
エコマール那覇プラザ棟内啓発事業 (業務委託契約) (廃棄物対策課)	平成 26 年度から 平成 29 年度まで	27, 239
那覇市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託 (廃棄物対策課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	77, 495
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業 (こども政策課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	80
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業 (こどもみらい課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	47
那覇市役所前自動二輪車駐車場管理業務 (道路管理課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	1, 888
道路路面清掃業務委託 (道路管理課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	16, 000
道路側溝清掃業務委託 (道路管理課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	8, 000
コンビニエンス収納代行業務委託事業 (市営住宅課)	平成 26 年度から 平成 27 年度まで	483

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
那覇市波の上ビーチ広場管理運営委託料 (公園管理課)	平成 26 年度 から 平成 29 年度 まで	18, 000	平成 26 年度 から 平成 27 年度 まで	5, 594
真和志小学校屋内運動場建設事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 26 年度 から 平成 28 年度 まで	59, 819	平成 26 年度 から 平成 27 年度 まで	26, 918
上間小学校校舎建設事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	155, 798	平成 27 年度	50, 910
大名小学校屋内運動場建設事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 26 年度 から 平成 28 年度 まで	64, 910	平成 26 年度 から 平成 27 年度 まで	32, 044
鏡原中学校校舎建設事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	161, 659	平成 27 年度	56, 132
城南小学校水泳プール建設事業 (設計・監理) 業務委託 (施設課)	平成 26 年度 から 平成 28 年度 まで	36, 321	平成 26 年度 から 平成 27 年度 まで	19, 507

鏡原中学校給食調理場 改築事業 (設計・監理) 業務委託 (学校給食課)	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	8,159	平成 27 年度	3,594
上間小学校給食調理場 改築事業 (設計・監理) 業務委託 (学校給食課)	平成 27 年度 から 平成 28 年度 まで	8,090	平成 27 年度	3,754

3 廃 止

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
IT創造館ネットワーク設備リプレース事業 (商工農水課)	平成 27 年度から 平成 31 年度まで	15,164
城西小区児童クラブ舎建築事業 (監理) (こ ども政策課)	平成 27 年度	2,361
城西幼稚園園舎建設事業 (監理) (こども政 策課)	平成 27 年度	9,182
松山公園連携施設管理運営委託料 (公園管 理課)	平成 26 年度から 平成 31 年度まで	150,000
城北中学校屋内運動場建設事業 (設計・監 理) 業務委託 (施設課)	平成 26 年度から 平成 28 年度まで	62,849

第 4 表 地方債補正
変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 社会福祉施設整備事業	345,600	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	344,400	補正前に同じ		
2 病院事業貸付金	690,000				290,000			
3 一般廃棄物処理事業	5,600				4,700			
4 道路整備事業	206,100				192,200			
7 市営住宅建設事業	1,265,800				1,254,700			
8 港湾事業	47,600				44,200			
9 消防施設整備事業	517,200				516,000			
10 教育施設整備事業	2,920,400				1,569,900			

那 覇 市 告 示 第 20 号

平成 27 年 4 月 1 日

平成 27 年 (2015 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) の要領は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

平成 26 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,081,409 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,637,968 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び 手数料		9,700	△50	9,650
	1 手数料	9,700	△50	9,650
3 国庫支出金		15,768,964	△325,533	15,443,431
	1 国庫負担金	10,016,935	△339,047	9,677,888
	2 国庫補助金	5,752,029	13,514	5,765,543
4 療養給付費 等交付金		1,339,047	△76,467	1,262,580
	1 療養給付費 等交付金	1,339,047	△76,467	1,262,580
6 県支出金		2,988,326	△75,631	2,912,695
	1 県補助金	2,477,583	△74,538	2,403,045
	2 県負担金	510,743	△1,093	509,650

8 財産収入		6	25	31
	1 財産運用収入	6	25	31
9 繰入金		4,762,334	1,581,840	6,344,174
	1 他会計繰入金	4,762,333	1,581,840	6,344,173
10 諸収入		8,216,935	△2,185,593	6,031,342
	1 延滞金加算金及び過料	6,500	46,400	52,900
	3 雑入	8,210,432	△2,231,993	5,978,439
歳入合計		49,719,377	△1,081,409	48,637,968

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		689,287	△18,581	670,706
	1 総務管理費	489,975	△7,000	477,975
	2 徴税費	111,854	△9,001	102,853
	4 収納率向上特別対策事業費	56,737	△1,821	54,916
	5 医療費適正化特別対策事業費	34,997	△759	34,238
2 保険給付費		27,342,934	△1,068,841	26,274,093
	1 療養諸費	23,298,070	△918,773	22,379,297
	2 高額療養費	3,698,694	△150,667	3,548,027
	3 移送費	2	599	601
3 後期高齢者支援金当		5,232,734	0	5,232,734
	1 後期高齢者支援金当	5,232,734	0	5,232,734
6 介護納付金		2,536,088	0	2,536,088
	1 介護納付金	2,536,088	0	2,536,088

8 保健事業費		289,917	△8,650	281,267
	1 特定健康診査等事業費	261,950	△6,139	255,811
	2 保険事業費	27,967	△2,511	25,456
10 諸支出金		613,075	14,663	627,738
	1 償還金及び還付加算金	610,055	14,663	624,718
歳 出 合 計		49,719,377	△1,081,409	48,637,968

第2表 債務負担行為補正
追 加

単位：千円

事 項	期 間	限度額
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業 (国民健康保険特別会計) (国民健康保険課)	平成26年度から 平成27年度まで	6,062

那 覇 市 告 示 第 21 号
平成 27 年 4 月 1 日

平成27年(2015年)2月那覇市議会定例会で議決された平成26年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成26年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成26年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,976,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する

行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,309,784	18,157	2,327,941
	1 後期高齢者医療保険料	2,309,784	18,157	2,327,941
2 使用料及び手数料		201	7	208
	1 手数料	201	7	208
3 繰入金		589,209	27,598	616,807
	1 一般会計繰入金	589,209	27,598	616,807
歳 入 合 計		2,931,114	45,762	2,976,876

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		32,583	△51	32,532
	1 総務管理費	20,605	△51	20,554
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,884,238	45,813	2,930,051
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,884,238	45,813	2,930,051
歳 出 合 計		2,931,114	45,762	2,976,876

第2表 債務負担行為補正

単位：千円

事 項	期 間	限度額
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業 (後期高齢者医療特別会計) (国民健康保険課)	平成26年度から 平成27年度まで	237

那 覇 市 告 示 第 2 2 号

平成 27 年 4 月 1 日

平成 27 年 (2015 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 27 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49,782,914 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 国民健康保険税		6,182,427
	1 国民健康保険税	6,182,427
2 使用料及び手数料		9,370
	1 手数料	9,370
3 国庫支出金		15,042,912
	1 国庫負担金	9,588,676
	2 国庫補助金	5,454,236
4 療養給付費等交付金		1,233,165
	1 療養給付費等交付金	1,233,165
5 前期高齢者交付金		2,955,011

	1 前期高齢者交付金	2,955,011
6 県支出金		2,892,152
	1 県補助金	2,379,432
	2 県負担金	512,720
7 共同事業交付金		14,599,547
	1 共同事業交付金	14,599,547
8 財産収入		31
	1 財産運用収入	31
9 繰入金		4,827,088
	1 他会計繰入金	4,827,087
	2 基金繰入金	1
10 諸収入		2,041,211
	1 延滞金、加算金及び過料	31,210
	2 預金利子	3
	3 雑入	2,009,998
歳 入 合 計		49,782,914

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		661,393
	1 総務管理費	478,996
	2 徴税費	90,671
	3 運営協議会費	724
	4 収納率向上特別対策事業費	53,935
	5 医療費適正化特別対策事業費	37,067
2 保険給付費		26,874,384
	1 療養諸費	22,919,748
	2 高額療養費	3,608,767
	3 移送費	201
	4 出産育児諸費	336,168
	5 葬祭諸費	9,500
3 後期高齢者支援金等		5,033,259
	1 後期高齢者支援金等	5,033,259
4 前期高齢者納付金等		2,563
	1 前期高齢者納付金等	2,563
5 老人保健拠出金		181
	1 老人保健拠出金	181
6 介護納付金		2,302,748
	1 介護納付金	2,302,748
7 共同事業拠出金		14,072,969
	1 共同事業拠出金	14,072,969

8 保健事業費		270,133
	1 特定健康診査等事業費	249,828
	2 保健事業費	20,305
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		49,883
	1 償還金及び還付加算金	47,481
	2 繰出金	2
	3 指定公費の立替	2,400
11 予備費		515,400
	1 予備費	515,400
歳 出 合 計		49,782,914

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業(国民健康保険事業特別会計)(国民健康保険課)	平成27年度から 平成32年度まで	44,697

那 覇 市 告 示 第 23 号

平成 27 年 4 月 1 日

平成27年(2015年)2月那覇市議会定例会で議決された平成27年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成27年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成27年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,983,712千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」

による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,352,525
	1 後期高齢者医療保険料	2,352,525
2 使用料及び手数料		384
	1 手数料	384
3 繰入金		622,302
	1 一般会計繰入金	622,302
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,500
	1 延滞金、加算金及び過料	395
	2 償還金及び還付加算金	8,051
	3 預金利子	1
	4 雑入	53
歳 入 合 計		2,983,712

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		32,031
	1 総務管理費	20,522
	2 徴収費	11,509
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,943,630
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,943,630
3 諸支出金		8,051
	1 償還金及び還付加算金	8,050
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		2,983,712

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限度額
コンビニエンスストア収納代行業務委託事業(後期高齢者医療特別会計)(国民健康保険課)	平成27年度から平成32年度まで	2,322

那 覇 市 告 示 第 2 4 号

平成 27 年 4 月 1 日

平成 27 年 (2015 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(総則)

第 1 条 平成 26 年度那覇市水道事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 26 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 水道事業収益	8,234,253 千円	△59,429 千円	8,174,824 千円
第 1 項 営業収益	7,693,043 千円	△75,970 千円	7,617,073 千円
第 2 項 営業外収益	541,209 千円	16,532 千円	557,741 千円
第 3 項 特別利益	1 千円	9 千円	10 千円
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	7,677,565 千円	△84,069 千円	7,593,496 千円
第 1 項 営業費用	7,154,632 千円	△89,292 千円	7,065,340 千円
第 2 項 営業外費用	225,702 千円	5,223 千円	230,925 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 952,591 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36,183 千円、減債積立金 251,559 千円及び過年度分損益勘定留保資金 664,849 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 839,159 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,565 千円、減債積立金 251,559 千円及び過年度分損益勘定留保資金 560,035 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 資本的収入	251,395 千円	2,700 千円	254,095 千円
第 2 項 他会計負担金	6,163 千円	2,700 千円	8,863 千円

支 出

第 1 款	資本的支出	1,203,986 千円	△110,732 千円	1,093,254 千円
第 1 項	建設改良費	847,426 千円	△117,698 千円	729,728 千円
第 4 項	その他資本的支出	1 千円	6,966 千円	6,967 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,276,551 千円	△4,095 千円	1,272,456 千円
(2) 交際費	56 千円	△26 千円	30 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 5 条 予算第 8 条中「45,238 千円」を「28,708 千円」に改める。

那 覇 市 告 示 第 2 5 号

平成 27 年 4 月 1 日

平成 27 年 (2015 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 4 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)

(総則)

第 1 条 平成 26 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 4 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 26 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2) 年間総排水量「35,247,390m³」を「34,876,272 m³」に、(3) 一日平均排水量「96,568m³」を「95,551m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業収益	5,614,137 千円	△84,349 千円	5,529,788 千円
第1項 営業収益	4,107,953 千円	△82,929 千円	4,025,024 千円
第2項 営業外収益	1,192,857 千円	△3,626 千円	1,189,231 千円
第3項 特別利益	313,327 千円	2,206 千円	315,533 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	5,115,060 千円	△118,718 千円	4,996,342 千円
第1項 営業費用	4,530,854 千円	△102,725 千円	4,428,129 千円
第2項 営業外費用	445,470 千円	△12,990 千円	432,480 千円
第3項 特別損失	118,736 千円	△3,003 千円	115,733 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,000,781 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27,282 千円、減債積立金 367,701 千円及び過年度分損益勘定留保資金 605,798 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,010,549 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,130 千円、減債積立金 367,701 千円及び過年度分損益勘定留保資金 612,718 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,637,216 千円	39,190 千円	1,676,406 千円
第1項 企業債	506,000 千円	42,300 千円	548,300 千円
第3項 他会計負担金	530,627 千円	△3,110 千円	527,517 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,637,997 千円	48,958 千円	2,686,955 千円
第1項 建設改良費	1,485,153 千円	48,958 千円	1,534,111 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	368,000 千円	△10,800 千円	357,200 千円
流域下水道事業	138,000 千円	53,100 千円	191,100 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	478,063 千円	4,967 千円	483,030 千円

那 覇 市 告 示 第 2 6 号

平成 27 年 4 月 1 日

平成 27 年 (2015 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	158,000 戸
(2) 年間総配水量	38,300,000 m ³
(3) 一日平均配水量	104,645 m ³
(4) 主な建設改良事業 水道施設整備事業	1,066,126 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 水道事業収益	8,168,018 千円
第 1 項 営業収益	7,635,940 千円
第 2 項 営業外収益	532,077 千円
第 3 項 特別利益	1 千円
支 出	
第 1 款 水道事業費用	7,477,901 千円
第 1 項 営業費用	7,242,294 千円
第 2 項 営業外費用	214,207 千円
第 3 項 特別損失	1,400 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,237,994 千円は当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額 56,137 千円、減債積立金 260,540 千円及び過年度分損益勘定留保資金 921,317 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	337,382 千円
第 1 項 補助金	250,000 千円
第 2 項 他会計負担金	50,770 千円
第 3 項 他会計貸付金償還金	12,232 千円
第 4 項 その他資本的収入	24,380 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1,575,376 千円
第 1 項 建設改良費	1,209,835 千円
第 2 項 企業債償還金	260,540 千円
第 3 項 投資	100,000 千円
第 4 項 その他資本的支出	1 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設計積算システムソフトウェア保守業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	551 千円
配水系統中ブロック施設保守点検業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	2,134 千円
定期水質検査業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	11,435 千円
上水道施設維持管理等業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	46,297 千円
自家用電気工作物保安管理業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	738 千円
消防設備保守点検業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	358 千円
ポンプ保守点検業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	987 千円
非常用自家発電機設備保守点検業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	1,448 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費	1,031,922 千円
(2)交際費	56 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、51,078 千円と定める。

那 覇 市 告 示 第 2 7 号
平成 27 年 4 月 1 日

平成 27 年 (2015 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 27 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 27 年度那覇市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)使用戸数	145,900 戸
(2)年間総排水量	34,826,649 m ³
(3)一日平均排水量	95,155 m ³
(4)主要な建設改良事業	
公共下水道整備事業	1,022,248 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	5,202,471 千円
第 1 項 営業収益	4,063,456 千円
第 2 項 営業外収益	1,134,612 千円
第 3 項 特別利益	4,403 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	4,964,255 千円
第 1 項 営業費用	4,506,914 千円
第 2 項 営業外費用	436,813 千円
第 3 項 特別損失	528 千円
第 4 項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,055,748 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,090 千円、過年度分損益勘定留保資金 772,015 千円及び当年度分損益勘定留保資金 260,643 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	1,666,625 千円
第 1 項 企業債	537,000 千円
第 2 項 補助金	534,000 千円
第 3 項 他会計負担金	520,946 千円
第 4 項 その他資本的収入	74,679 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	2,722,373 千円
第 1 項 建設改良費	1,526,274 千円
第 2 項 企業債償還金	1,173,866 千円
第 3 項 他会計借入金償還金	12,233 千円
第 4 項 投資	5,000 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
平成 28 年度ポンプ場電気保安管理業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	675 千円
平成 28 年度ポンプ場保守点検業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	19,315 千円
平成 28 年度公共下水道維持管理業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	84,606 千円

平成 28 年度下水道 (情報管理・固定資産台帳) システム保守管理業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	5,020 千円
平成 28 年度公共下水道台帳作成業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	5,287 千円
平成 28 年度排水路維持管理業務委託	平成 27 年度から平成 28 年度まで	18,144 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 344,000	証書借入又は証券発行	年 5 %以内 (ただし、利率見直し方式での借り入れを行った場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 40 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
流域下水道事業	193,000			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、600,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

384,187 千円

公 告

那覇市公告第 546 号
平成 27 年 3 月 12 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・那17号石嶺線

- 2 施行者の名称 那 覇 市

- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成27年3月12日～平成30年3月31日

那覇市公告第 564 号
平成 27 年 3 月 19 日
掲 示 済

「グループウェアシステム構築業務」に関する情報提供依頼について

グループウェアシステム構築業務について情報提供依頼を実施するので、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 件 名 「グループウェアシステム構築業務」に関する情報提供依頼
- 2 依頼内容 グループウェア製品説明、システム構築実績、概算見積等の提出
- 3 提出期限 平成 27 年 4 月 30 日 (木)
- 4 問合せ先 那覇市企画財務部情報政策課 担当 阿波連、比屋根、野波
TEL:098-861-0350 FAX:098-862-0619
E-Mail : M-JYOH0001@neo.city.naha.okinawa.jp
- 5 詳細内容 業務仕様書や提出資料等の詳細につきましては、那覇市公式ホームページをご確認ください。
- 6 留意事項 本件で提供頂いた情報につきましては、具体的な発注仕様の検討をする際の参考情報として活用させていただきます。システム調達時における提案依頼あるいは競争入札についての指名をお約束するものではないことをご了承ください。

消防局訓令

那霸市消防局訓令第 8 号

平成 27 年 3 月 18 日

公 表 済

那霸市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を、別紙のように制定する。

那霸市消防局長 玉 城 則 雄

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令(平成23年那覇市消防本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(毎日勤務の職員の勤務時間等)</p> <p>第3条 毎日勤務の職員の勤務時間、休憩時間、週休日及び休日については、条例及び規則に定めるところによる。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 [略]</p>	<p>(毎日勤務の職員の勤務時間等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、毎日勤務の職員のうち夜間の立入検査に従事するものの勤務時間の割振りは、規則第2条第2項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、14時から18時までの間で所属長が指定する1時間は、休憩時間とする。</u></p> <p><u>(1) 一次査察勤務 11時30分から20時15分まで</u></p> <p><u>(2) 二次査察勤務 13時15分から22時まで</u></p> <p>(補則)</p> <p>第8条 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 41 号
平成 27 年 3 月 6 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
339	有限会社 山一開発	那覇市首里鳥堀町 4 丁目 23 番地	山田 善一

那覇市上下水道局告示第 42 号
平成 27 年 3 月 10 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
0305	株式会社 沖産業	浦添市西原 2 丁目 4 番 12 号	花城 えり子

那覇市上下水道局告示第 43 号
平成 27 年 3 月 10 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
0212	水 研	西原町字与那城 279-2	渡久平 元和

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 2 号

平 成 2 7 年 3 月 1 3 日

公 布 済

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会

委 員 長 添 石 幸 伸

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成19年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)</u>第26条第1項の規定に基づき、<u>那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、若しくは臨時に代理させ、又は専決させることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。</p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(11) 附属機関の委員を委嘱すること。</p> <p>(12)～(15) [略]</p> <p>(16) 請願、陳情、訴訟及び異議の申立てに関すること。</p> <p>(17) 法第27条の規定による点検及び評価に関すること。</p> <p>(18) <u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第9条第1項の規定による公文書の公開の決定、同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、<u>那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させることについて必要な事項を定めるとともに、あわせて、<u>教育長をして専決させる事項について定めるものとする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。</u></p> <p>(3) <u>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに施設の基本構想を決定すること。</u></p> <p>(4)～(10) [略]</p> <p>(11) 附属機関の委員を委嘱し、又は任命すること。</p> <p>(12)～(15) [略]</p> <p>(16) 請願、陳情、訴訟及び不服申立てに関すること。</p> <p>(17) <u>法第26条各項の点検及び評価に関すること。</u></p> <p>(18) <u>法第27条各項の規定による意見の申出に関すること。</u></p>

による公開請求の拒否の決定又は同
条例第19条第2項の規定による不服申
立てに対する決定等に関すること。

(19) 那覇市個人情報保護条例(平成3
年那覇市条例第21号)の不服申立てに
対する決定等に関すること。

(重要事項等の付議)

第3条 教育長は、前条の規定にかかわら
ず、重要又は異例と認められる事項につ
いては、教育委員会の会議(以下「会議」
という。)に付議しなければならない。

(臨時代理)

第4条 緊急やむを得ない事情により会議
を招集する暇がないとき、又は会議を招
集しても成立しないときは、教育長は、
第2条の規定にかかわらず、緊急を要す
る事項について臨時に代理することが
できる。

2 [略]

(専決)

第5条 教育長又は教育長が指定する職員
は、第2条に規定するもののうち、次に
掲げる事項を専決することができる。

(1)～(2) [略]

(3) 職員のうち課長(相当職を含む。)
以上のものを除く職員の任免に関す
ること。

(4)～(5) [略]

(6) 第2条第18号及び第19号に関する
こと。

2 教育長は、前項の規定により次に掲げ
る事項を専決したときは、これを次の会
議に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(19) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
第180条の4第2項の規定による協議に関
すること。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、
重要又は異例と認める事項については、教
育委員会の会議(以下「会議」という。)
に付議させることができる。

(委任された事務の報告)

第3条 教育長は、前条第1項の規定により委
任されたもののうち、特に必要と認める事
務の管理及び執行の状況を教育委員会に
報告しなければならない。

(臨時代理)

第4条 緊急若しくはやむを得ない事情によ
り会議を招集する暇がないとき、又は会議
を招集しても成立しないときは、教育長
は、第2条第1項各号に掲げる事項につ
いて臨時に代理することができる。

2 [略]

(専決)

第5条 教育長は、第2条第1項に掲げる事項
のうち次に定めるものを専決すること
ができる。

(1)～(2) [略]

(3) 職員(課長級以上の職位の者を除
く。)の任免に関すること。

(4)～(5) [略]

(6) 軽易又は会議への付議を要しないと
認められる請願又は陳情に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した事
項のうち次に掲げるものについては、これ
を次の会議に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「旧法」という。)第26条第1項」と、第2条第17号中「法第26条」とあるのは「旧法第27条」と、同条第18号中「法」とあるのは「改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とする。

那覇市教育委員会規則第3号

平成 27 年 3 月 13 日

公 布 済

那覇市教育委員会公告式規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 添石幸伸

那覇市教育委員会公告式規則

那覇市教育委員会公告式規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公告式)

第2条 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告式については、那覇市公告式条例(1961年那覇市条例第1号)の規定の例による。

2 前項に規定するものを除くほか、教育委員会の定める告示及び公告の公告式については、那覇市公告式規則(平成16年那覇市規則第39号)の規定の例による。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第2項」とする。

那 霸 市 教 育 委 員 会 規 則 第 4 号
平 成 2 7 年 3 月 1 3 日
公 布 濟

那 霸 市 教 育 委 員 会 傍 聴 人 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

那 霸 市 教 育 委 員 会
委 員 長 添 石 幸 伸

那覇市教育委員会傍聴人規則

那覇市教育委員会傍聴人規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市教育委員会会議規則(平成27年那覇市教育委員会規則第号)第27条の規定に基づき、那覇市教育委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、備付けの傍聴人名簿に氏名、住所及び年齢を明記し、係員の指示に従って傍聴席に入場しなければならない。

(入場の制限)

第3条 教育長は、傍聴席が満員となったとき、その他必要があると認めるときは、傍聴席への入場を制限することができる。

(入場の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席への入場を禁止する。

- (1) 凶器その他会議を妨害すると認められる物品等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) その他教育長において傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 帽子又は外とう類を着用すること。
- (3) 私語又は談話をすること。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (5) 飲食すること。
- (6) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(撮影等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議を撮影し、又は録音してはならない。ただし、教育長の許可

を得たときは、この限りでない。

(退場)

第7条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、当該傍聴人に対し退場を命ずることができる。

第8条 傍聴人は、教育長が会議を公開しないことを宣言したとき、又は前条の規定により退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他の指示)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、「教育長」とあるのは、「委員長」とする。

那覇市教育委員会規則第5号
平成27年3月17日
公 布 済

那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 添石幸伸

那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則(平成21年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第27条の規定に基づき、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(点検及び評価の対象)</p> <p>第2条 点検及び評価の対象は、教育委員会の権限に属する事務(法第26条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条の規定に基づき、那覇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(点検及び評価の対象)</p> <p>第2条 点検及び評価の対象は、教育委員会の権限に属する事務(法第25条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)とする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則の規定は適用せず、改正前の那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、この規則による改正前の那覇市教育事務点検評価の実施に関する規則第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」とする。

那覇市教育委員会規則第 6 号

平 成 2 7 年 3 月 2 0 日

公 布 済

那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 添 石 幸 伸

那覇市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公民館条例施行規則(平成22年那覇市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(観覧料の減免)</p> <p>第10条 条例第12条の規定により観覧料の全額を免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本市内に住所を有する小学校の児童が観覧する場合</p> <p>(3)～(13) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(指定申請)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める申請書は、<u>那覇市公民館指定管理者指定申請書</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定等)</p> <p>第17条 教育長は、条例第19条第1項の規定による指定をするときは、<u>那覇市公民館指定管理者指定書</u>を交付する。</p> <p>2 教育長は、条例第19条第1項の規定による指定をしないときは、<u>那覇市公民館指定管理者不指定通知書</u>を交付する。</p>	<p>(観覧料の減免)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本市内に住所を有する小学校の児童及び中学校の生徒が観覧する場合</p> <p>(3)～(13) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(指定申請)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 条例第19条第3項の教育委員会規則で定める申請書は、<u>那覇市公民館指定管理者指定申請書(第1号様式)</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定等)</p> <p>第17条 教育長は、条例第19条第1項の規定による指定をするときは、<u>那覇市公民館指定管理者指定書(第2号様式)</u>を交付する。</p> <p>2 教育長は、条例第19条第1項の規定による指定をしないときは、<u>那覇市公民館指定管理者不指定通知書(第3号様式)</u>を交付する。</p> <p>[第1号様式 別記]</p> <p>[第2号様式 別記]</p> <p>[第3号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改</p>	

める。

- 3 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

[改正後 別記]

第1号様式(第16条関係)

那覇市公民館指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市教育委員会 教育長 宛

申請者	所在地	
	団体名	
	代表者	印
	連絡先	担当者
		電 話

下記の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、那覇市公民館条例第19条第2項の規定により申請します。

記

指定を受けたい施設：

[改正後 別記]
第2号様式(第17条関係)

那覇市教育委員会指令 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

那覇市教育委員会
教育長

那覇市公民館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市公民館条例第19条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

- 1 指定施設：
- 2 指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

[改正後 別記]
第3号様式(第17条関係)

那教 第 号
年 月 日

所在地
団体名
代表者 様

那覇市教育委員会
教育長

那覇市公民館指定管理者不指定通知書

年 月 日付で申請のあった下記の施設に係る指定管理者の指定については、指定しないので通知します。

記

施設：

那覇市教育委員会規則第7号
平成27年3月20日
公 布 済

那覇市教育委員会会議規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 添石幸伸

那覇市教育委員会会議規則

那覇市教育委員会会議規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第1号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 会議(第2条—第18条)

第3章 会議録(第19条—第22条)

第4章 請願等(第23条—第26条)

第5章 補則(第27条・第28条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第16条の規定に基づき、那覇市教育委員会の会議(以下「会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 会議

(会議)

第2条 会議は、定例会及び臨時会とし、その会期は、1日間とする。ただし、教育長が必要があると認めるときは、会議に諮って会期を延長することができる。

2 定例会は、毎月2回これを招集する。ただし、特別な事情がある場合には、これを変更することができる。

3 臨時会は、教育長が必要があると認めるとき、又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があったときに、これを招集する。

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(欠席の届出)

第4条 委員は、会議に欠席するときは、あらかじめ、その旨を教育長に届け出なけ

ればならない。

(関係職員の出席)

第5条 教育長は、必要に応じて関係職員を会議に出席させることができる。

(議席)

第6条 教育長及び委員の議席は、教育長が定め、各席に氏名標を付ける。

(開会等の宣告)

第7条 開会、閉会、休憩等の宣告は、教育長がこれを行う。

(会議の非公開)

第8条 法第14条第7項ただし書の規定により、会議を公開しないこととしたときは、教育長は、傍聴人及び教育長が指定する者以外の者を会議場の外に退去させなければならない。

(議題の宣告)

第9条 教育長は、案件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

2 教育長は、必要があると認めるときは、複数の案件を一括して議題とすることができる。

(動議の提出)

第10条 教育長及び委員は、議案の修正及び議事の運営に関する動議を提出することができる。

2 前項の動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(議案の説明等)

第11条 教育長は、法第14条第8項に規定する場合を除き、議題となった議案について採決する前に、当該議案の提出者又は出席した関係職員に対し説明を求め、教育長及び委員の質疑及び討論の機会を設けなければならない。

(発言の許可順位)

第12条 発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

2 2人以上の者が発言を求めた場合、教育長は、先に発言を求めた者から順に発言を許可しなければならない。

(発言内容の制限)

第13条 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

（採決）

第14条 教育長は、論旨が尽きたと認めるときは、質疑及び討論を終結し、会議に諮って採決しなければならない。

- 2 教育長は、採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならない。
- 3 教育長が採決を宣告した後は、何人も議題について発言することができない。

（表決の参加）

第15条 前条第2項の規定による宣告がされた際に議場にいる教育長及び委員は、表決に加わらなければならない。

（採決の順序）

第16条 修正案の提出があった場合の採決の順序は、修正案を先とし、原案を後とする。

- 2 前項の場合において、修正案が複数あるときは、その趣旨が原案に遠いものから順次採決し、その区分が明らかでないときは、教育長がこれを決める。

（採決の方法）

第17条 採決は、教育長が異議の有無を問う方法により行う。

- 2 教育長が必要があると認めるとき、又は出席した委員から要求があったときは、教育長は、会議に諮って挙手又は記名若しくは無記名投票によって採決することができる。
- 3 教育長は、前2項の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。

（継続審議）

第18条 教育長は、審議未了の議題については、会議に諮って次の会議における継続審議とすることができる。

第3章 会議録

（会議録の作成）

第19条 教育長は、会議の終了後、その会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 開会及び閉会に関する事項
 - (2) 教育長及び委員の出席又は欠席の状況
 - (3) 会議に出席した関係者の氏名並びに関係職員の職及び氏名

- (4) 報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議決事項
- (7) その他教育長が会議において必要があると認めた事項
(会議録への異議)

第20条 会議録に記載した事項について教育長又は委員において異議があるときは、教育長は、これを会議に諮って決定する。

(会議録の署名)

第21条 会議録には、教育長及び教育長の指名する委員1人が署名しなければならない。

(会議録の公表)

第22条 教育長は、会議録に署名した後は、これを公表するものとする。

第4章 請願等

(教育委員会に対する請願)

第23条 教育委員会に対して請願をしようとする者(以下「請願者」という。)は、その趣旨並びに請願者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)を邦文で記載した文書を教育長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(請願の取扱い)

第24条 前条の規定による提出があつたときは、教育委員会は、その内容を迅速かつ慎重に検討するものとし、採択又は不採択の結果を請願者に通知しなければならない。

(陳述の機会)

第25条 請願者は、教育長の指定する会議に出席し、許可する時間内において請願の趣旨を述べることができる。

(陳情等)

第26条 前3条の規定は、陳情書その他これに準ずる文書であつて、その内容が請願に適合するものについて準用する。

第5章 補則

(傍聴)

第27条 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守すべき事項その他の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第28条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この規則(第4章及び第27条を除く。)の規定は適用せず、改正前の那覇市教育委員会会議規則(第20条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、第25条の規定中「教育長」とあるのは「委員長」と、改正前の第3条中「法第12条第4項」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の法第12条第4項」とする。

那覇市教育委員会規則第8号

平成 27 年 4 月 1 日

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 添石幸伸

那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則等の一部を改正する規則

(那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則の一部改正)

第1条 那覇市教育委員会臨時職員の身分取扱いに関する規則(昭和60年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任用候補者名簿)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望する者で<u>原則として60歳未満の者</u>を登載するものとする。</p> <p>(緊急雇用対策臨時職員)</p> <p>第9条の2 第3条第7号の<u>規定に基づき</u>緊急の雇用対策として任用する臨時職員(以下「緊急雇用対策臨時職員」という。)を希望する者は、第4条第2項の規定にかかわらず<u>60歳以上</u>の者でも臨時職員任用候補者名簿に登載することができるものとする。</p> <p>2 緊急雇用対策臨時職員の給与については、前条第2項の規定にかかわらず那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則(平成21年那覇市規則第1号)第3条、<u>並びに</u>那覇市規則第8条から第10条まで及び第12条から第13条までの規定の適用があるものとする。</p>	<p>(任用候補者名簿)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>前項の</u>臨時職員任用候補者名簿には、臨時職員への任用を希望する者で、<u>原則として65歳未満のもの</u>を登載するものとする。</p> <p>(緊急雇用対策臨時職員)</p> <p>第9条の2 第3条第7号の<u>規定により</u>緊急の雇用対策として任用する臨時職員(<u>次項において</u>「緊急雇用対策臨時職員」という。)を希望する者は、第4条第2項の規定にかかわらず、<u>65歳以上</u>の者でも臨時職員任用候補者名簿に登載することができるものとする。</p> <p>2 緊急雇用対策臨時職員の給与については、前条第2項の規定にかかわらず那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則の特例に関する規則(平成21年那覇市規則第1号)第3条<u>並びに</u>那覇市規則第8条から第10条まで及び第12条から第13条までの規定の適用があるものとする。</p>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市立幼稚園の臨時教育職員の身分取扱いに関する規則の一部改正)

第2条 那覇市立幼稚園の臨時教育職員の身分取扱いに関する規則(平成20年那覇市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(任用候補者名簿)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>前項に規定する</u>臨時教育職員任用候補者名簿には、臨時教育職員への任用を希望する者で、原則として<u>60歳未満のもの</u></p>	<p>(任用候補者名簿)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>前項の</u>臨時教育職員任用候補者名簿には、臨時教育職員への任用を希望する者で、原則として<u>65歳未満のもの</u>を登載す</p>

を登載するものとする。	るものとする。
3 前項の登載は、申込みの受付順に行うものとする。	3 前項の規定による登載は、申込みの受付順に行うものとする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則の一部改正)

第3条 小中一貫教育の実施に係る臨時教諭の身分取扱いに関する規則(平成23年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任用候補者名簿) 第3条 [略]	(任用候補者名簿) 第3条 [略]
2 前項に規定する臨時教諭任用候補者名簿には、小学校又は中学校の教諭の免許状を有し、臨時教諭への任用を希望する者で原則として60歳未満のものを登載するものとする。	2 前項の臨時教諭任用候補者名簿には、小学校又は中学校の教諭の免許状を有し、臨時教諭への任用を希望する者で、原則として65歳未満のものを登載するものとする。
3 前項の登載は、申込みの受付順に行うものとする。	3 前項の規定による登載は、申込みの受付順に行うものとする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第9号

平成27年4月1日

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 添石幸伸

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第18条に規定する事務局をいう。</p> <p>(2) 教育機関 法第30条に規定する教育機関(学校及び博物館を除く。)をいう。</p> <p>(3) 公の施設等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条に規定する公の施設及びこれに準ずる施設をいう。</p> <p>(部、課等の設置)</p> <p>第5条 事務局に置く部、課及び室は次の表のとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条—第3条)</u></p> <p><u>第2章 組織</u></p> <p> <u>第1節 事務局(第4条—第7条)</u></p> <p> <u>第2節 教育機関等(第8条—第11条)</u></p> <p> <u>第3節 その他の組織(第12条—第14条)</u></p> <p><u>第3章 職</u></p> <p> <u>第1節 事務局に置く職(第15条・第16条)</u></p> <p> <u>第2節 教育機関に置く職(第17条・第18条)</u></p> <p> <u>第3節 職名、職位及び職務(第19条—第21条)</u></p> <p><u>第4章 雑則(第22条)</u></p> <p>付則</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) 事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第1項の事務局をいう。</p> <p>(2) 教育機関 法第30条の教育機関(学校及び博物館を除く。)をいう。</p> <p>(3) 公の施設等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の公の施設及びこれに準ずる施設をいう。</p> <p>(部、課等の設置)</p> <p>第5条 事務局に置く部、課及び室は、次の表のとおりとする。</p>

<p>[表 別記] (公の施設の所管)</p> <p>第9条 教育委員会の所管に属する公の施設並びに所管する部及び課は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記] (附属機関)</p> <p>第12条 教育委員会の所管に属する附属機関(市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)に基づき補助執行するものを含み、那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)に基づき補助執行させるものを除く。)の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記] (職の設置)</p> <p>第15条 事務局の組織に置く職は、部長、副部長、課長、室長、指導主事及び社会教育主事とする。</p> <p>2 [略] (職名及び職位)</p> <p>第19条 那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に定める教育委員会の職員の職名及びその職位は、次の表のとおりとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 [略] (職務)</p> <p>第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。ただし、主任教諭及び教諭については、別の定めによるものとする。</p> <p>[表 別記]</p> <p>[別表第1 別記]</p>	<p>[表 別記] (公の施設の所管)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[表 別記] (附属機関)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>[表 別記] (職の設置)</p> <p>第15条 事務局の組織に置く職は、部長、副部長、課長、室長、指導主事、<u>管理主事</u>及び社会教育主事とする。</p> <p>2 [略] (職名及び職位)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2 [略] (職務)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>[別表第1 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部</p>	

分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、改正後の第2条第1号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第17条第1項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第1項」とする。

[改正前 別記]

[第5条の表]

部	課	室
生涯学習部	[略]	
	生涯学習課	
	[略]	
学校教育部	[略]	
	教育相談課	
	青少年育成課	
	学務課	
	[略]	

[改正後 別記]

[第5条の表]

部	課	室
生涯学習部	[略]	
	生涯学習課	青少年育成室
	[略]	
学校教育部	[略]	
	教育相談課	
	学務課	

[略]

[改正前 別記]

[第9条の表]

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課
[略]	生涯学習部	[略]
那覇市立森の家みんな	学校教育部	青少年育成課

[改正後 別記]

[第9条の表]

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課
[略]	生涯学習部	[略]
那覇市立森の家みんな		生涯学習課

[改正前 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	
[略]	生涯学習課
社会教育委員	
那覇市スポーツ推進審議会	[略]
[略]	
那覇市就学指導委員会	学校教育課
那覇市学校給食センター運営委員会	[略]
那覇市青少年問題協議会	青少年育成課
那覇市立教育研究所運営審議会	[略]

[改正後 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	
[略]	[略]
社会教育委員	
那覇市青少年問題協議会	
那覇市スポーツ推進審議会	[略]
[略]	
那覇市就学指導委員会	[略]
那覇市いじめ問題専門委員会	
那覇市学校給食センター運営委員会	[略]
那覇市立教育研究所運営審議会	[略]

[改正前 別記]

[第19条の表]

職位	職名
[略]	
主査級	主査 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 社会教育主事 教育相談員主査 主任教諭 調理主査
[略]	

[改正後 別記]

[第19条の表]

職位	職名
[略]	
主査級	主査 館長(中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長 指導主事 <u>管理主事</u> 社会教育主事 教育相談員主査 主任教諭 調理主査
[略]	

[改正前 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
指導主事	[略]
社会教育主事	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第20条の表]

職名	職務
[略]	
指導主事	[略]
<u>管理主事</u>	<u>上司の命を受けて県費負担教職員の人事その他学校の管理運営に関する事務に従事する。</u>
社会教育主事	[略]
[略]	

[改正前 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
生涯学習課	1～13 [略]
[略]	

学校教育部にに関する事項

課	分掌事務
学校教育課	1～17 [略] 18 学校教育部に係る総合調整に関すること。 19 [略]
教育相談課	[略]
青少年育成課	1 青少年問題の総合的施策に関する企画及び調査に関すること。 2 青少年の健全育成に関すること。 3 青少年施設の設置、管理及び廃止に関すること。 4 青少年関係団体等との連絡調整に関すること。 5 青少年団体の育成に関すること。
学務課	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部にに関する事項

課	分掌事務
[略]	
生涯学習課	1～13 [略] 14 青少年問題の総合的施策に関する企画及び調査に関すること。 15 青少年の健全育成に関すること。 16 青少年施設の設置、管理及び廃止に関すること。 17 青少年関係団体等との連絡調整に関すること。 18 青少年団体の育成に関すること。
[略]	

学校教育部にに関する事項

課	分掌事務
学校教育課	1～17 [略] 18 青少年の健全育成に係る支援に関すること。 19 学校教育部に係る総合調整に関すること。 20 [略]
教育相談課	[略]
学務課	[略]
[略]	

那覇市教育委員会規則第 10 号

平 成 2 7 年 4 月 1 日

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 添 石 幸 伸

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成5年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
[略]			
教育相談課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
青少年育成課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り	休憩時間
[略]			
生涯学習課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
教育相談課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
[略]			

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第 1 号

平 成 2 7 年 4 月 1 日

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委 員 長 添 石 幸 伸

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1) 部長 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。) <u>第15条第1項に規定する部長をいう。</u></p> <p>(2) 副部長 <u>規則第15条第1項に規定する副部長をいう。</u></p> <p>(3) 課長 <u>規則第15条第1項及び第17条第1項に規定する課長、館長(公民館は中央公民館の館長に限る。)、所長並びに那覇市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の校長をいう。</u></p> <p>(4) 室長 <u>規則第15条第1項に規定する室長をいう。</u></p> <p>(5) 担当副参事等 <u>規則第15条第2項に規定する担当副参事及び副参事、規則第17条第2項に規定する副参事並びに学校の副校長をいう。</u></p> <p>(6) 主幹等 <u>規則第15条第1項、第2項、第17条第1項及び第2項に規定する主幹、主査、副所長、館長(中央公民館以外の公民館の館長に限る。)、分館長、指導主事、教育相談員主査、専門員主査並びに学校の教頭をいう。</u></p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>(決裁又は専決事項等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 部長 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。) <u>第15条第1項の部長をいう。</u></p> <p>(2) 副部長 <u>規則第15条第1項の副部長をいう。</u></p> <p>(3) 課長 <u>規則第15条第1項の課長、規則第17条第1項の館長(公民館は、中央公民館の館長に限る。)</u>及び<u>所長並びに那覇市立の小学校及び中学校(以下「学校」という。)の校長をいう。</u></p> <p>(4) 室長 <u>規則第15条第1項の室長をいう。</u></p> <p>(5) 担当副参事等 <u>規則第15条第2項の担当副参事及び副参事、規則第17条第2項の副参事並びに学校の副校長をいう。</u></p> <p>(6) 主幹等 <u>規則第15条第1項の指導主事、管理主事及び社会教育主事、同条第2項の主幹、主査及び教育相談員主査、規則第17条第1項の館長(中央公民館以外の公民館の館長に限る。)</u>及び<u>分館長、同条第2項の主幹、副所長、主査、指導主事及び社会教育主事並びに学校の教頭をいう。</u></p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>(決裁又は専決事項等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

<p>3 前項の規定にかかわらず、<u>部長は同項に規定する参事</u>に対して課の事務について副部長級としての専決権を付与することができる。</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第10条 <u>前条に規定する代決</u>は、あらかじめ指示を受けた事項及び特に至急に処理しなければならない事項に限りすることができる。</p> <p>[別表第2 別記] [別表第3 別記]</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、<u>部長は、同項の参事</u>に対して課の事務について副部長級としての専決権を付与することができる。</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第10条 <u>前条の規定による代決</u>は、あらかじめ指示を受けた事項及び特に至急に処理しなければならない事項に限りすることができる。</p> <p>[別表第2 別記] [別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p>	

付 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
[略]		
情報公開等に関する事項	那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)に基づく公文書の公開又は非公開の決定(同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関するものを除く。)及び決定期間の延長に関すること。	[略]
[略]		

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

共通決裁事項

事項	区分	決裁者
[略]		
情報公開等に関する事項	那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関すること。	教育長
	那覇市情報公開条例に基づく公文書の公開又は非公開の決定(同条例第9条第1項の規定による公文書の公開又は同条例第10条第1項若しくは第11条第1項の規定による公開請求の拒否の決定に関するものを除く。)及び決定期間の延長に関すること。	[略]
	[略]	

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者	
[略]			
教育相談課	[略]		
青少年育成課	行事の企画、運営及び実施に関すること。	重要	部長
		軽易	課長
	各種団体への講師あっせんに関すること。	課長	
学務課	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
[略]		
教育相談課	[略]	
学務課	[略]	
[略]		

教育委員会告示

那霸市教育委員会告示第 7 号
平成 27 年 3 月 20 日
掲 示 済

那霸市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱

那霸市教育委員会非常勤職員要綱(平成 2 年 10 月 5 日教育長決裁)の一部を次のように改正する。

那 霸 市 教 育 委 員 会
委 員 長 添 石 幸 伸

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条第2項による非常勤職及び非常勤職員については、第5条第1項、第3項から第5項まで、第9条から第16条まで及び第18条から第24条までの規定は適用しない。</p> <p>(非常勤職の設置及び廃止手続)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(採用期間等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 主管部長が、必要があると認めるときは、非常勤職員を継続して採用することができる。ただし、最初に採用された年度を含めて、連続した3会計年度を超えて採用することはできない。</p> <p>4 生涯学習部長は、前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、主管部長と協議の上、<u>3会計年度を超え、5会計年度の範囲内</u>で、継続して採用することができる。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 前条第2項による非常勤職及び非常勤職員については、第5条第1項、<u>第3項ただし書、同条第4項及び第5項、第6条第4項、第9条から第16条まで並びに第18条から第24条までの規定は、適用しない。</u></p> <p>(非常勤職の設置及び廃止手続)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、各年度の組織機構及び定数に関する管理運営方針を踏まえ実施する非常勤職の設置及び廃止の手続きについては、別に定める。</u></p> <p>(採用期間等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 主管部長が、必要があると認めるときは、非常勤職員を継続して採用することができる。ただし、最初に採用された年度を含めて、連続した3会計年度を超えて<u>同一の課における同一の職</u>で採用することはできない。</p> <p>4 生涯学習部長は、前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、主管部長と協議の上、5会計年度の範囲内で、継続して採用することができる。</p>

(1)～(3) [略]

- 5 連続した3会計年度以上において採用された者については、当該連続した会計年度のうちの最終会計年度の翌会計年度及び翌々会計年度においては非常勤職員として採用しないものとする。

(採用通知等)

- 第6条 各所属長は、非常勤職員を採用する必要があるときは、総務課長に対し採用依頼書に本人の採用承諾書を添えて依頼するものとする。

2 [略]

3 [略]

(勤務条件等の変更)

第11条 [略]

2 [略]

(年次有給休暇)

(1)～(3) [略]

- 5 前2項の規定により、同一の課における同一の職で、連続した3会計年度以上において採用された者については、当該職で継続して採用することができる最終会計年度の翌会計年度においては、当該職の非常勤職員として採用しないものとする。ただし、生涯学習部長が主管部長と協議して特に必要と認める場合は、この限りでない。

(採用通知等)

- 第6条 各所属長は、非常勤職員を採用する必要があるときは、総務課長に対し採用依頼書に次の書類を添えて依頼するものとする。ただし、継続任用その他総務課長が承認した場合はこれらの書類の全部又は一部を添付しないことができる。

(1) 採用申込書

(2) 採用承諾書

2 [略]

3 [略]

- 4 前条第3項、第4項又は第5項ただし書の規定により非常勤職員を継続して採用しようとする場合は、各所属長は、毎会計年度において、当該非常勤職員に非常勤職員勤務実績報告書を提出させることにより、客観的に当該非常勤職員の能力及び成績を把握した上で、人材育成及び任用の基礎として活用するものとする。

- 5 前項の非常勤職員勤務実績報告書に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(勤務条件等の変更)

第11条 [略]

2 [略]

- 3 第4条第3項の規定は、各年度の組織機構及び定数に関する管理運営方針を踏まえ実施する非常勤職の定数の変更の場合に準用する。

(年次有給休暇)

<p>第13条 [略]</p> <p>2 前項に規定する採用期間が6月を超える週5日以上勤務職員等として継続採用された非常勤職員のうち各会計年度の採用期間(当該会計年度において2回以上採用された者についてはそれぞれの採用期間を合計した期間。次項第2号の場合において同じ。)が10月以上のものに対しては、10労働日に1会計年度を超える会計年度数1につき次の表に定める労働日を加算した年休を付与する。</p> <p>[表 別記]</p> <p>3 1週間の勤務日が4日以下である非常勤職員で1週間の勤務時間が30時間未満であるもの及び1年間の勤務日が48日以上216日以下である非常勤職員の年休の要件及び日数については、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 継続採用された場合でそれぞれの会計年度の採用期間が10月を超える場合は、その者に対し1会計年度を超えるごとに次の表に定める年休日数を与える。</p> <p>[表 別記]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 継続採用された非常勤職員が前年度に<u>与えられなかった年休日数</u>を有するときは、現年度に限り繰り越すことができる。</p>	<p>第13条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 継続採用された非常勤職員が前年度に<u>行使しなかった年休</u>を有するときは、<u>当該年休のうち同年度に付与された年休の日数を上限として</u>現年度に限り繰り越すことができる。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成11年3月31日からこの要綱の施行の日まで引き続き継続任用されている非常勤職員については、この要綱の施行の日から1年間は、改正後の那覇市教育委員会非常勤職員要綱の規定は適用せず、なお従前の例による。この場合において、那覇市教育委員会非常勤職員要綱の一部を改正する要綱(平成10年12月17日教育長決裁)付則第3項中「当分の間」とあるのは、「平成28年3月31日まで」とする。

[改正前 別記]

[第13条第2項の表]

継続採用年数	[略]	5会計年度
年休日数		[略]

[改正後 別記]

[第13条第2項の表]

非常勤職員としての 継続採用年数	[略]	5会計年度	6会計年度以上
年休日数		[略]	10労働日

[改正前 別記]

[第13条第3項第2号の表]

1週間の勤務日数	[略]	継続採用年数				
		[略]	[略]	3会計年度	[略]	5会計年度
				[略]		[略]
				7労働日		
				[略]		
4日						
3日						
2日						
1日						

[改正後 別記]

[第13条第3項第2号の表]

1週間の勤務日数	[略]	非常勤職員としての継続採用年数					
		[略]	[略]	3会計年度	[略]	5会計年度	6会計年度以上
				[略]		[略]	15労働日
				8労働日			11労働日
				[略]			7労働日
4日						3労働日	
3日							
2日							
1日							

那覇市教育委員会告示第 8 号

平 成 2 7 年 3 月 2 0 日

掲 示 済

義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）第 13 条第 4 項に基づき、協議会構成市町村の教育委員会として「教科用図書那覇採択地区協議会規約」について承認する。

那覇市教育委員会
委員長 添石 幸伸

教科用図書那覇採択地区協議会規約

第 1 章 総則

(構成及び名称)

第 1 条 本会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき沖縄県教育委員会が設定した教科用図書採択地区の那覇採択地区（以下「採択地区」という。）の構成市町村の教育委員会で構成し、教科用図書那覇採択地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、法第 13 条第 4 項の規定に基づき、採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について、調査・研究及び協議を行うことを目的とする。

(事務局)

第 3 条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、那覇市及び浦添市の教育委員会の事務局に交互に置く。

(所掌事務)

第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 小学校及び中学校の教科用図書を調査・研究し、協議の上種目ごとに一種の教科用図書を選定し、採択地区の教育委員会にその結果を報告すること。
- (2) 前号により選定された教科用図書が、採択地区の教育委員会において採択されるために必要な協議等を行うこと。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要なこと。

第 2 章 理事会

(設置及び構成)

第 5 条 協議会に理事会を置く。

2 理事会は、採択地区の教育委員会の教育長により構成する。

(理事会の職務)

第 6 条 理事会は、第 4 条第 2 号及び第 3 号に定める事務を行う。

(理事会の組織等)

第 7 条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

2 会長及び副会長は、理事の互選により選任する。

3 会長は、会務を総括し、理事会及び協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(理事会の会議)

第 8 条 理事会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 理事会の会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が認めるときは、公開しないことができる。

第 3 章 選定委員会

(設置及び委員等)

第 9 条 協議会に、教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の委員（以下「委員」という。）の構成及び人数は、次のとおりとし、採択地区の教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 校長 3 人

(2) 教員 5 人

(3) 学識経験者 3 人

(4) 保護者 3 人

(5) 教育研究所の職員 1 人

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(選定委員会の職務及び事務の開始)

第 10 条 選定委員会は、第 14 条の報告に基づき、第 4 条第 1 号に定める事務を行う。

2 前項に定める事務は、会長の命により開始する。

(委員長及び副委員長)

第 11 条 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総括し、選定委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 12 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。
- 2 選定委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 選定委員会の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、議論を尽くしたにもかかわらず全会一致に至らなかったときは、委員長は、会議に諮り、出席委員の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。
 - 4 選定委員会の会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると委員長が認めるときは、公開しないことができる。

第 4 章 教科用図書研究会

(構成等)

第 13 条 協議会に種目ごとの教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を置く。

- 2 研究会は、研究員をもって構成する。
- 3 研究員は、小学校及び中学校別に設置し、次に掲げる人数を上限とする。

小中学校別	人数上限
小学校の種目に係る研究員	35 人
中学校の種目に係る研究員	56 人

- 4 研究員は、学校教育に知見を有する者のうちから選定委員会の会議に諮って委員長がこれを委嘱する。
- 5 研究会の代表は、当該員の互選により選出する。

(研究会の職務)

第 14 条 研究会は、選定委員会の委員長の命を受け、沖縄県教育委員会の作成した教科用図書選定資料を参酌し、地域や学校の実態に応じた適切な教科用図書の調査及び比較研究を行い、代表を通じて選定委員会にその結果を報告するとともに関係資料を提出する。

第 5 章 議事録及び守秘義務

(議事録)

- 第 15 条 理事会及び選定委員会の会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人1名が署名押印しなければならない。

(議事録等の公表)

第16条 採択地区の教育委員会は、法第15条の規定に基づき、教科用図書を採択した後、議事録及び第14条の資料等について公表するよう努めるものとする。ただし、第8条第2項及び第12条第4項の規定により、非公開とした会議の内容については、公表しないことができる。

(守秘義務)

第17条 選定委員会の委員及び研究会の研究員は、教科書採択に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6章 経費

(経費)

第18条 協議会に要する費用は、各関係市町村の協議により決定した額について、関係市町村が負担する。

第7章 構成市町村の教育委員会の責務

(教育委員会の責務)

第19条 採択地区の教育委員会は、第4条第1号の報告に基づく教科用図書以外の教科用図書の採択を予定する場合、採択の決定の前に会長にその旨を報告しなければならない。

第8章 雑則

(雑則)

第20条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、理事会が協議して定める。

附 則

- 1 この告示は、平成27年3月20日から施行する。
- 2 教科用図書那覇採択地区協議会規約(平成26年教育委員会告示第1号)は廃止する。
- 3 この告示の施行の日における第3条の事務局は、那覇市教育委員会とし、最初に招集すべき理事会及び選定委員会の会議は、第8条第1項及び第12条第1項の規定にかかわらず、事務局が招集する。

